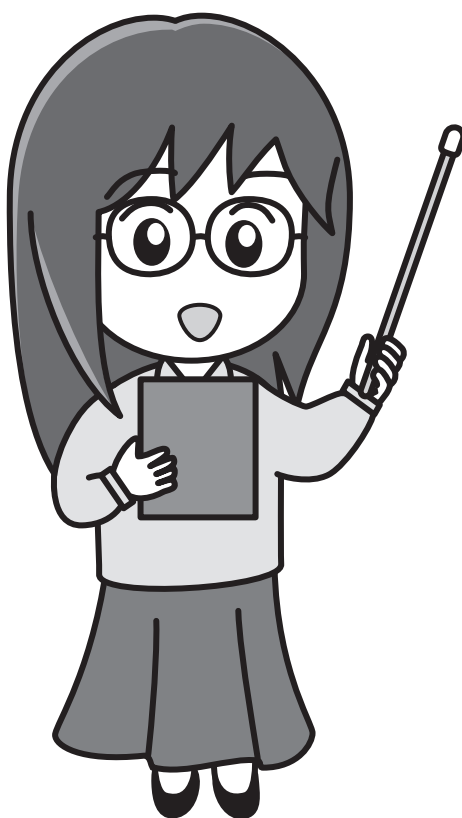


2019年春季

公正競争規約説明会 テキスト



お客様に信頼される旅行広告に取り組んでいます
旅行業公正取引協議会

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-3-3 全日通霞が関ビル5F

TEL. 03-3592-1641 FAX. 03-3592-1644

旅公協

検索

はじめに

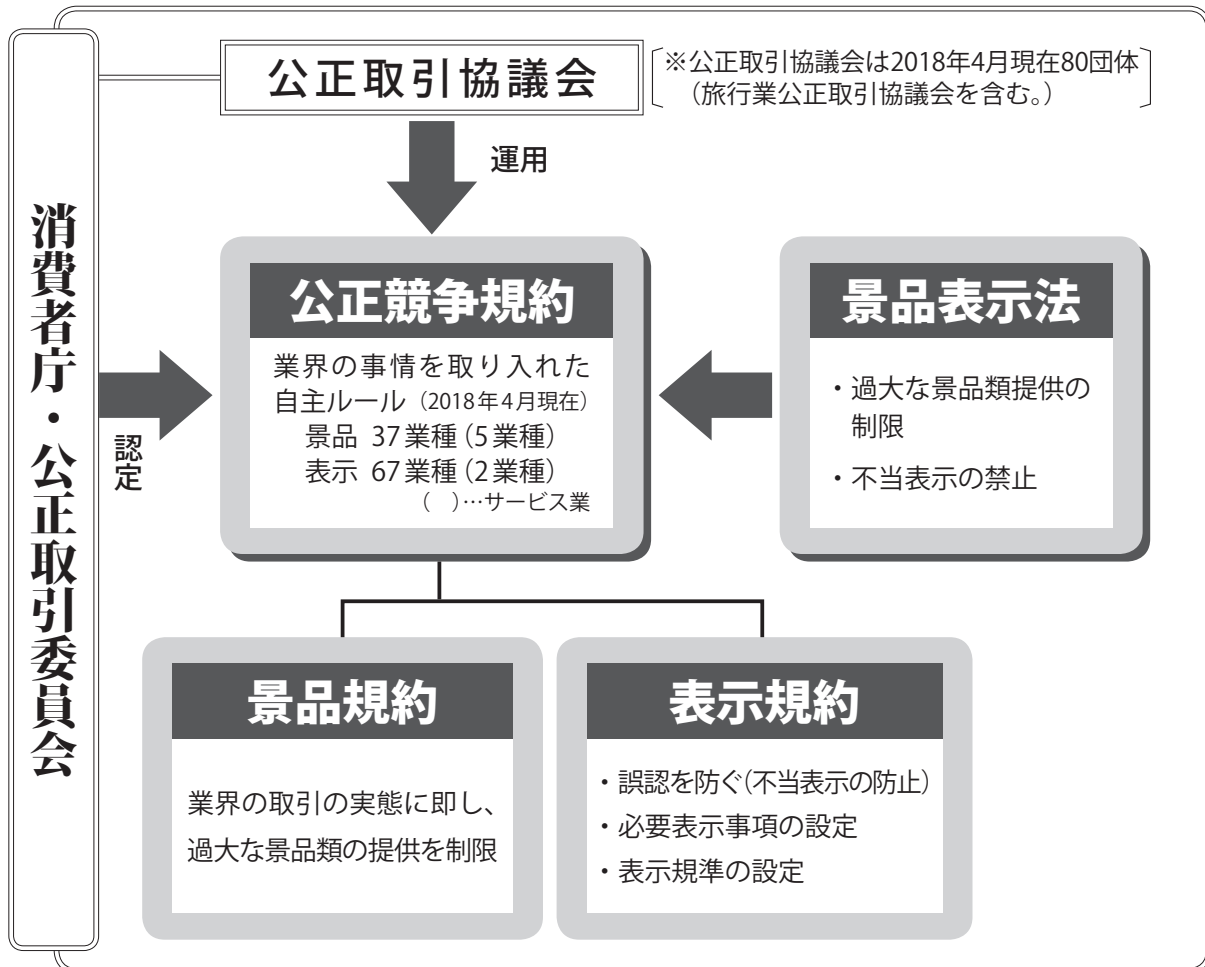
▶ 公正競争規約とは

- 公正競争規約は、不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）第31条の規定により、事業者又は事業者団体が、公正取引委員会及び消費者庁長官の認定を受けて、表示又は景品類に関する事項について自主的に設定した業界のルールです。
- 景品表示法は、不当な表示と過大な景品類の提供を禁止しています。しかしながら、この法律は多種多様な事業分野の広範な商行為を取締りの対象にしていますので、規定は一般的・抽象的なものにならざるをえません。
- 一方、公正競争規約は、事業者又は事業者団体が自らの業界について規定を設けるものですから、その業界の商品特性や取引の実態に即して、景品表示法だけでなく、他の関係法令による事項も広く取り入れて、的確に、より具体的に、きめ細かく規定されています。
- この公正競争規約を守ることにより、業界の公正な競争が確保されるとともに、一般消費者が適正な商品選択を行うことができるようになるのです。
- 公正競争規約は、公正取引委員会及び消費者庁長官によって認定されたものですから、通常はこれを守っていれば景品表示法に違反することはありません。

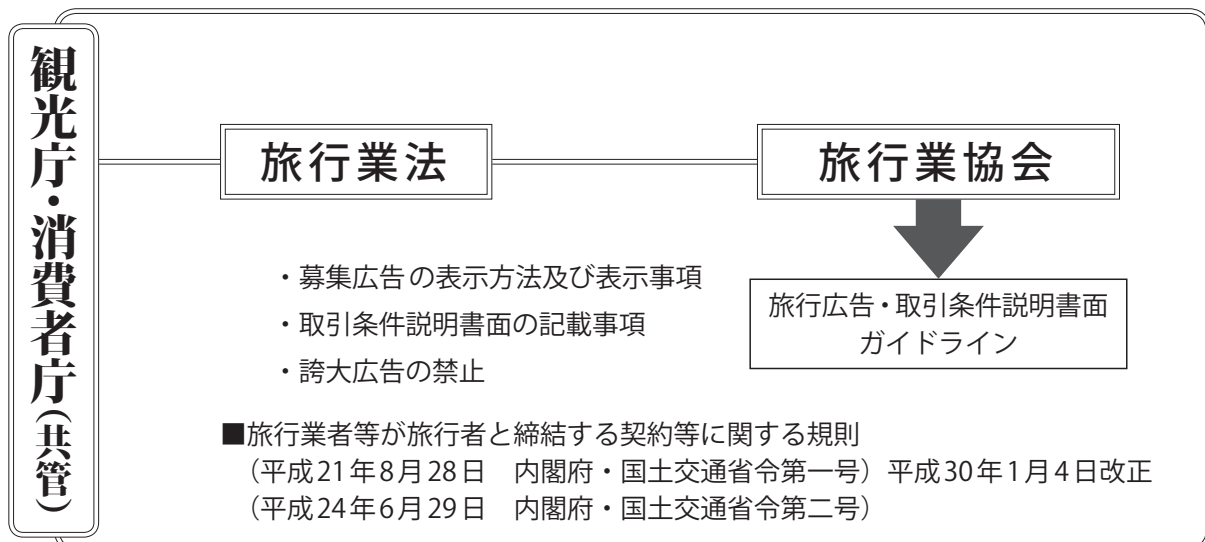
▶ 旅行業界における規約認定と旅行業公正取引協議会設立の経緯

- 昭和58年、公正取引委員会は、旅行業者数社に対し、旅行者に提供した「特典」や「プレゼント」が過大な景品類の提供に当たるとして排除命令を行いました。
- 昭和59年、「旅行業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約（以下「景品規約」という。）」が、サービス産業として初めて公正取引委員会の認定を受けました。
- 昭和60年1月23日、規約の運用組織として旅行業公正取引協議会（以下「旅公協」という。）が設立されました。
- 平成2年、旅行業者数社による不当表示に対する排除命令事件が発生しました。
- 平成4年、「募集型企画旅行の表示に関する公正競争規約（以下「表示規約」という。）」が認定を受けました。
- 「景品規約」は、基本的には景品表示法の一般ルールに基づいた規制内容と同じですが、旅行業者による景品付き販売について、実態に即して細かく規定されています。
- 「表示規約」も、景品表示法の一般ルールに基づいた規制内容と同じになっていますが、旅行業法及び契約規則を踏まえて、具体的に、かつ、きめ細かく規定されています。

▶ 景品表示法と公正競争規約



《旅行業法とガイドライン》



◎旅行業者が講ずべき景品類の提供及び表示の管理上の措置について（指針）（JATA・ANTA）

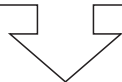
◎旅行のウェブ取引に関するガイドライン（JATA・ANTA）

◎国内企画旅行における貸切バス会社名の表示について（JATA）

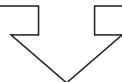
■企画旅行に関する広告の表示基準等について（平成29年12月 観観産第622号改正）

▶ 違反に対する措置

旅行業公正取引協議会会員
旅行業公正取引協議会
◎ 旅公協の会員は、規約を遵守している限り消費者庁又は都道府県による措置命令等の措置の対象とされることはありません。 会員が規約に違反した場合、原則、旅公協がその違反事案を調査し、措置を行うことになっています。 「原則」とは、<u>違反規模が大きく広い範囲で一般消費者に誤認を与えたり、繰り返し違反行為を行う等の場合は、消費者庁又は都道府県が直接調査・措置を行う場合があるということです。</u>

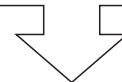


措置に至る流れ
1. 事務局への情報提供 (一般消費者、消費生活センター、都道府県、消費者庁、旅行業者等) 2. 事務局が調査 3. 専門委員会で協議 4. 理事会で審議・措置内容決定



措置内容〈名宛人〉
口頭注意 〈営業担当役員宛〉 文書注意 〈営業担当役員の最上位者宛〉 警告（警告・嚴重警告） 〈代表者宛〉 違約金 除名

非会員
消費者庁、都道府県
◎ 消費者庁又は都道府県は、景品表示法に違反した事業者に対し、指導や措置命令を行います。



措置内容
指導 措置命令（景品表示法第7条） ※措置命令は、社名が公表され、企業イメージ低下につながる。 措置命令の概要〈不当表示の場合〉 1. 一般消費者に対し、当該表示が、実際のものよりも著しく優良又は有利であると示すものであり、景品表示法に違反するものである旨を公示すること。 2. 再発防止策を講じて、これを役員及び従業員に周知徹底すること。 3. 今後、同様の表示を行わないこと。

「事業者が講ずべき景品類の提供及び表示の管理上の措置」について（概要）（2014年12月1日施行）

消費者庁指針（抜粋・要約）

事業者が講ずべき景品類の提供及び表示の管理上の措置についての指針		措置の具体例
1 景品表示法の考え方の周知・啓発	不当表示等の防止のため、関係役員・従業員等に景品表示法の考え方を周知・啓発すること。	・ 朝礼、終礼で景表法の考え方を周知する。 ・ 社外講習会等に参加させる。 ・ 社内の教育・研修・勉強会等を定期的に行う。
2 法令遵守の方針等の明確化	不当表示等の防止のため、法令遵守の方針や手順等を明確化すること。	・ 法令遵守の方針等を社内規程、行動規定等として定める。 ・ パンフレットやウェブサイト等の広報資料等に法令遵守に係る方針を記載する。 ・ マニュアルを作成する。 ・ 不当表示等が発生した場合の連絡体制、関係行政機関への報告手順を規定する。
3 表示等に関する情報の確認	(1) 違法とならない景品類の提供の方法等を確認すること。 (2) 商品又は役務の長所や要点を積極的に表示する場合は、その根拠となる情報を確認すること。	・ 景品表示法の各種運用基準や不当表示等事案の先例等を参照し表示等を検証する。 ・ 表示の根拠を確認して最終的な表示を検証する。 ・ 他の法令との整合性を確認する。 ・ 景品類の価額の最高額、総額、種類、提供の方法等を確認する。
4 表示等に関する情報の共有	前記3のとおり確認した情報を各組織部門間で共有し確認できるようにすること。	・ 社内イントラに情報を閲覧できるようにする。 ・ 担当部門が速やかに表示等担当部門に当該情報を伝達する。 ・ 表示物のチェックを申請・承認システムで行う。
5 表示等を管理するための担当者等を定めること	表示等に関する事項を適正に管理するため、担当者又は担当部門をあらかじめ定めること。	・ 担当者又は担当部門を指定して表示等の内容を確認する。 ・ 各部門長を表示等管理担当者とする。 ・ 社内資格制度を設けて表示等管理担当者の要件とする。
6 表示等の根拠となる情報を事後的に確認するために必要な措置を採ること	前記3のとおり確認した情報を合理的な期間、事後的に確認するために資料の保管等必要な措置を採ること。	・ 表示等の根拠となる情報を記録し保存しておく。 ・ 製造業者に問合せできる体制を構築しておく。
7 不当な表示等が明らかになった場合における迅速かつ適切な対応	景品表示法違反又はそのおそれがある事案が発生した場合に対処するための措置を講じること。	・ 事実関係を迅速かつ正確に確認する。 ・ 情報入手者からコンプライアンス部門に速やかに連絡する体制を整備する。 ・ 速やかに違反を是正する。 ・ 消費者に対する誤認を取り除くために必要な場合は一般消費者に周知及び回収を行う。 ・ 再発防止のため教育等を行う。

(参考)

「課徴金制度を導入した改正景品表示法」について(2016年4月1日施行)

1	対 象 表 示	優良誤認表示と有利誤認表示 (「不実証広告規制」については、一定の期間内に当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出がない場合は、当該表示を不当表示と推定する。)
2	課徴金算定基準	不当表示の対象となる商品又は役務の 売上額の100分の3
3	対 象 期 間	課徴金対象行為を行った期間(課徴金対象行為をやめた日から6か月を経過する日(同日前に、違反行為者が是正措置を採ったときは、その日)までの間に違反行為者が課徴金対象行為に係る商品又は役務の取引をしたときは、課徴金対象行為をやめてから最後に当該取引をした日までの期間を加えた期間。当該期間が3年を超えるとときは、当該期間の末日から遡って3年間。)
4	主 観 的 要 素	違反行為者が、違反行為であることを知らないことにつき 相当の注意 を怠った者でないと認められるときは、課徴金賦課の対象から除外する。
5	規 模 基 準	「2」で算定した金額が150万円未満の場合には課徴金の納付を命ずることができない。(個々の商品又は役務で5,000万円以上の売上げのあるものが課徴金の対象となる。)
6	課徴金の減額	違反行為を 自主申告 した者に対して、 課徴金額の2分の1を減額 する。なお、減額の結果、課徴金額が150万円未満となっても、課徴金は賦課される。
7	賦 課 手 続	措置命令の事前手続きと同様に違反行為を行った事業者に対する手続保障として弁明の機会を付与する。
8	除 斥 期 間	違反行為がなくなった日から5年を経過したときは、課徴金の納付を命じることができない。
9	被 害 回 復	違反行為者が、 ① 返金額等を個別に特定できる返金対象者に対する返金措置の実施に関する計画を作成して認定を受け、 ② この計画に沿って返金を実施し、 ③ 返金措置の実施期間経過後1週間以内に報告をしたときは、返金相当額を課徴金額から減額し、返金相当額が課徴金額以上の場合には、課徴金の納付を命じない。

課徴金の納付命令を受けない想定例

(違反行為者が、違反行為であることを知らないことにつき、相当の注意を怠った者でないと認められるとき)

- 旅行業者が、
 - ① 募集型企画旅行(パッケージツアー)を、自ら運営する複数の店舗において一般消費者に提供するに当たり、
 - ② 当該旅行について、店舗に設置したパンフレットにおいて、「豪華 松阪牛のすき焼きを食す旅」等と記載することにより、あたかも、当該旅行の行程中に提供される料理(すき焼き)が松阪牛を使用したものであるかのように示す表示をしていた。
- 実際には、松阪牛ではない外国産の牛肉を使用したすき焼きが提供されていた。
- 当該事案において、旅行業者が、
 - ・ 上記表示をする際に、当該旅行の行程における宿泊先であるホテルで提供されるすき焼きの食材について、ホテル運営事業者との間で当該旅行の宿泊客に対して松阪牛を使用したすき焼きを提供することを合意し、当該ホテル運営事業者を通じて松阪牛を納入する事業者から松阪牛の納入に関する証明書の提出を受けて確認していたところ、
 - ・ 当該ホテル運営事業者の従業員からの申告を契機として、実際には、当該ホテル運営事業者の独断ですき焼きに松阪牛以外の外国産の牛肉を使用したすき焼きが提供されていたことが明らかとなり、速やかに当該表示に係る課徴金対象行為をやめた場合

表示規約の部 目 次

1. 「表示」とは	9
2. 表示規約の構成	10
3. 説明書面・募集広告の必要表示事項	11
4. 募集広告に該当しない特定の募集型企画旅行に関する広告等について	35
5. 特定事項・特定用語・比較広告・ホームステイツアー・モニター旅行・ 二重価格表示・おとり広告など	38
6. 不当表示の禁止	47
7. 強調表示と打消し表示	50
8. 違反事例集	54

1. 「表示」とは（表示規約第4条第5号）

「表示」とは、顧客を誘引し又は顧客に説明するために、事業者が募集型企画旅行の内容、取引条件等に関する事項について、パンフレット、新聞、雑誌、旅行情報誌、チラシ、ポスター、説明書面、テレビ、ラジオ、ビデオテープ、インターネット、ダイレクトメール、口頭の媒体を用いて行う広告その他の表示をいう。



表示 > 広告

2. 表示規約の構成（表示規約は、規約・施行規則・運用基準で構成されている。）

〔規約の内容〕

第1章 総則	1条	目 的	設定の趣旨（不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的選択及び事業者間の公正な競争の確保）
	2条	適 用	適用範囲（日本国内において募集する募集型企画旅行に関して行う邦文の広告その他の表示）
	3条	表示の基本	募集型企画旅行は、目に見えない商品で、消費者にとっては広告その他の表示を通してしか事前に内容を知ることができないものであるため、事業者が募集型企画旅行についての表示をするに当たっては、可能な限り詳細かつ正確な情報を提供することに努め、いやしくも虚偽の若しくは誇大な表示をすること又は一般消費者の募集型企画旅行の選択に当たって重要な要素となる情報の不表示により、一般消費者に誤った期待を抱かせることがないよう、厳に戒めなければならない。
	4条	用語の定義	使用される用語の定義（事業者、募集型企画旅行、表示、説明書面、募集広告、告知広告、オプションルツアー、協議会マーク、ロゴマーク等）
第2章 表示基準	5条	説明書面の必要表示事項	11頁参照
	6条	募集広告の必要表示事項	11頁参照
	7条	特定事項の表示基準	写真・イラストの使用基準・旅行目的地の気候・気温等の表示基準・オプションルツアー・付帯サービス・割引価格・温泉の表示基準
	8条	特定用語の使用基準	「最高級」・「当社だけ」等優位性、最上級等を意味する用語、「安全」・「安心」等安全を意味する用語、「確約」等の使用基準
	9条	比較広告の表示基準	自社の募集型企画旅行を、旅行の内容・取引条件等について他の事業者の特定の募集型企画旅行と比較して表示するときの表示基準
特殊旅行の表示基準 第3章	10条	ホームステイツアー	ホームステイツアーについて表示する場合の表示基準
	11条	モニター旅行	モニター旅行の表示要件（依頼事項、報告書の形式、枚数、提出時期、報酬と旅行代金の区分表示）
第4章 表示の禁止等	12条	不当な二重価格表示の禁止	募集型企画旅行の旅行代金について、一般価格、通常販売価格等と比較した二重価格表示の禁止。値下げ表示の表示方法
	13条	おとり広告	実際に実施できない旅行や実施の対象となり得ない旅行の表示の禁止等
	14条	不当表示の禁止	実際のものよりも取引の内容について著しく優良である又は取引の条件について著しく有利であると一般消費者に誤認されるおそれのある表示などの禁止
第5章 公正取引協議会	15条	公正取引協議会の事業	規約の周知徹底、相談、指導、苦情処理、違反事実の調査等
	16条	違反に対する調査	違反事実に対する調査の手続
	17条	違反に対する措置	違反行為に対する措置の内容
	18条	違反に対する決定	措置の決定をする場合の手続
	19条	規 則 の 制 定	施行規則・運用基準を定めることができる旨及びその手続

※5条～11条についての不表示、あるいは誤表示により一般消費者が誤認した場合は不当表示に該当する可能性が高い。

3. 説明書面・募集広告の必要表示事項

(1) 必要表示事項

No.	頁	必要表示事項	説明書面 (規約第5条)	募集広告 (規約第6条)
1	13	企画旅行業者の氏名又は名称及び住所並びに登録番号	◎	◎
2	14	企画旅行業者以外の事業者が企画旅行業者を代理して契約を締結しようとする場合にあっては、その旨並びに当該代理人の氏名又は名称及び住所並びに登録番号	◎	—
3	14	企画旅行業者の代理業者又は受託旅行業者が募集広告を行う場合は、その者の名称及び住所並びに登録番号	—	○
4	14	当該募集型企画旅行の申込先及び問合せ先の電話番号	○	○
5	14	当該契約に係る旅行業務を取り扱う営業所の名称及び所在地並びに旅行業務取扱管理者の氏名	◎	—
6	15	旅行の目的地及び出発日その他の日程に関する事項	◎	◎
7	18	旅行者が次号で定める旅行代金によって提供を受けることができる運送、宿泊又は食事のサービスの内容に関する事項	◎	◎
8	23	旅行者が行業者等に支払うべき対価に関する事項	◎	◎
9	30	旅程管理業務を行う者の同行の有無	○	◎
10	30	旅行代金に含まれていない旅行に関する経費であって、旅行者が通常必要とするもの	◎	○
11	31	申込先	—	○
12	31	契約の申込方法及び契約の成立に関する事項	◎	—
13	32	契約の変更及び解除に関する事項	◎	—
14	32	責任及び免責に関する事項	◎	—
15	32	旅行中の損害の補償等に関する事項	◎	—
16	32	最少催行人員に関する事項	◎	◎
17	33	参加資格に関する事項	◎	—
18	33	安全及び衛生に関する事項	◎	—
19	33	個人情報保護に関する事項	○	—
20	33	旅行条件の基準期日	○	—
21	34	取引条件の説明を行い、併せて説明書面を交付する旨	—	◎
22	34	協議会マーク又はロゴマーク	※1 ○	—

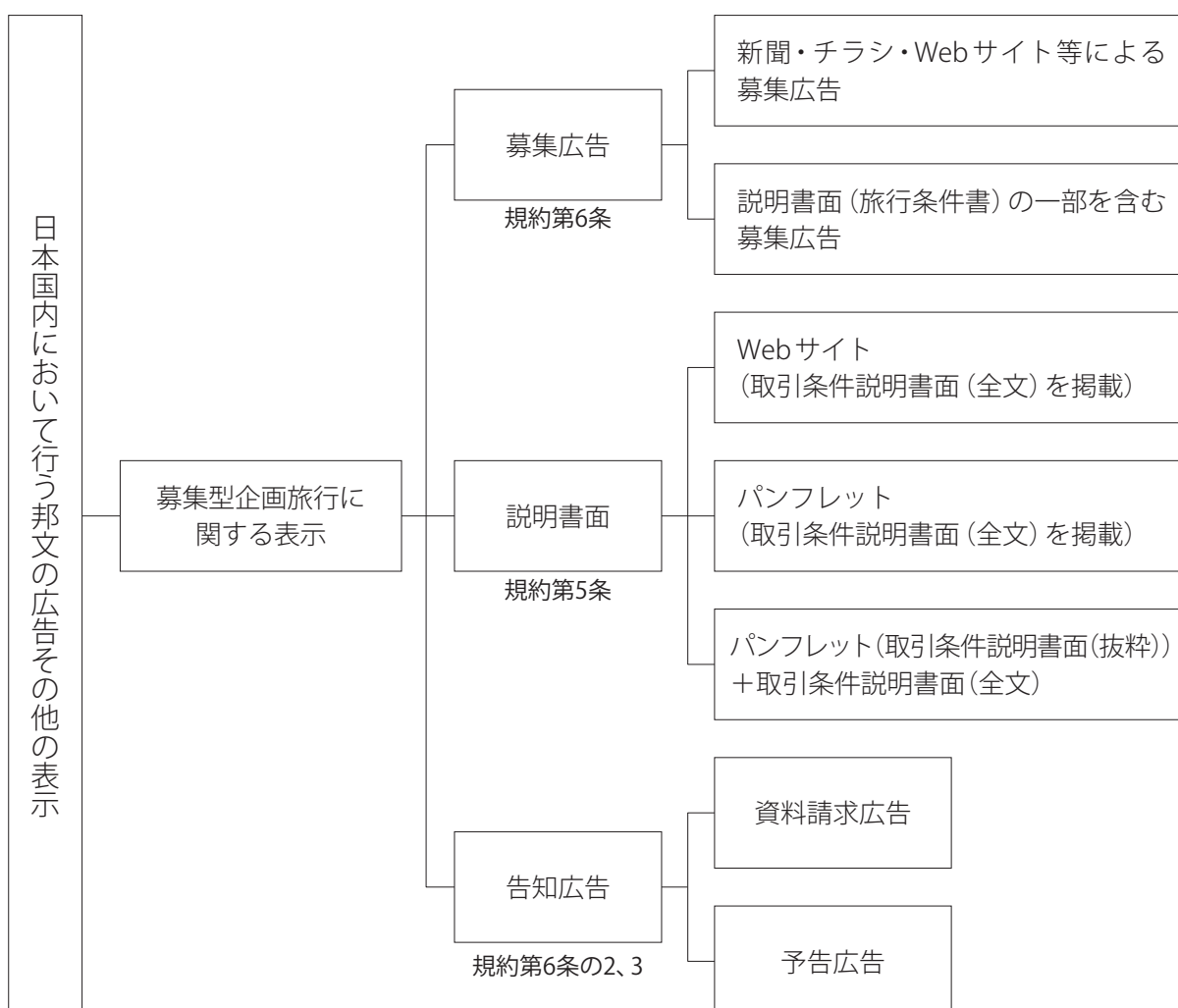
※1 旅行業公正取引協議会会員のみ使用可

※2 ◎印のある項目は、「旅行業者等が旅行者と締結する契約等に関する規則（契約規則）第5条」の（書面の記載事項）及び同規則第13条（広告の表示事項）と重複

(2) 募集広告と説明書面の関係



- ① 募集広告の必要表示事項となっていない記載項目を募集広告に表示する場合は、当該項目を説明書面に表示する場合の規定に従って表示する。
 - ② 説明書面と募集広告を兼ね合わせて一つにした広告（Webサイト・パンフレット等）を作成するときは、説明書面の必要表示事項を全て表示する。
 - ③ ②にあつて説明書面の必要表示事項の全部又は一部が別刷りとなっている場合は、その書面又は冊子と組合わせて説明書面とする。
- 説明書面の必要表示事項でよく表示漏れになるのは
- 10 旅行代金に含まれていない旅行に関する経費であつて、旅行者が通常必要とするもの
 - 13 契約の変更及び解除に関する事項
 - 14 責任及び免責に関する事項
 - 15 旅行中の損害の補償等に関する事項
 - 20 旅行条件の基準期日



(3) 必要表示事項及び表示方法の要約

(注) 必要表示事項ごとに、規約・施行規則・運用基準の該当条文番号及びポイントを付記してある。(説明書面、募集広告の区別のないものは共通のポイント)

説明書面：規約第5条			募集広告：規約第6条		
規 約	施行規則	運用基準	規 約	施行規則	運用基準
			第1項		

インターネットによって申込受付を行う場合は、画面上の募集広告に続いて説明書面を経由して申込フォームになるように構成されていなければならない。

表示例

取引条件説明書面(重要事項) >>

※お客様にお選びいただいた旅行の取引条件の重要事項です。お客様が締結しようとする募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます。)の内容は、本ページに記載された内容と「取引条件説明書面(共通書面)」に記載された内容によります。

取引条件説明書面(共通事項) >>

※取引条件のその他項目は、こちらをクリックし、表示されたページを保存してください。

この旅行にお申込みの場合は、以下にチェックのうえ、下の「この旅行に申し込みます」のボタンをクリックしてください。

取引条件説明書面の交付方法について

☐ 電磁的方法で交付することを承諾する。

☐ 郵送による交付を希望する。

取引条件説明書面の記載事項の保存の確認

☐ 取引条件説明書面(重要事項)(このページ)を保存しました。

☐ 取引条件説明書面(共通事項)を表示し保存しました。

個人データの第三者提供についての同意

☐ 旅行手配のために必要な範囲内での運送・宿泊機関、保険会社等への個人データの提供について同意する。

この旅行に申し込みます

1 企画旅行業者の氏名又は名称及び住所並びに登録番号					
規 約	施行規則	運用基準	規 約	施行規則	運用基準
1号	第1条の2 1号～3号	2-(1)～(2)	1号	第18条	—

イベント旅行(旅行業者とイベントの主催者が共同で実施する旅行)の表示方法

イベント企画 : ○○○企画(株)

旅行企画・実施 : △△△トラベル(株)

説明書面：規約第5条

募集広告：規約第6条

2 企画旅行者以外の事業者が企画旅行者を代理して契約を締結する場合にあっては、その旨並びに当該代理人の氏名又は名称及び住所並びに登録番号

規 約	施行規則	運用基準	
2号	第2条1号～3号	2－(3)～(4)	
①旅行者代理業者の氏名又は名称は、所属旅行者の氏名又は名称より小さくし、かつ強調した表示をしてはならない。 ②受託旅行者の氏名又は名称は、企画旅行者の氏名又は名称より大きく、あるいは強調した表示をしてはならない。			

3 企画旅行者の代理業者又は受託旅行者が募集広告を行う場合は、その者の名称及び住所並びに登録番号

規 約	施行規則	運用基準	
2号	第19条	3－(1)	
①旅行者代理業者の氏名又は名称は、所属旅行者の氏名又は名称より小さくし、かつ強調した表示をしてはならない。 ②受託旅行者の氏名又は名称は、企画旅行者の氏名又は名称より大きく、あるいは強調した表示をしてはならない。			

〔企画旅行者〕 〔受託旅行者〕 〔旅行者代理業者〕

〇〇観光(株) ≧ △△サービス(株) > □□ツーリスト(株)

4 当該募集型企画旅行の申込先及び問合せ先の電話番号

規 約	施行規則	運用基準	規 約	施行規則	運用基準
3号	—	—	3号	—	—

直販の場合は受託販売についての記載は必要ない。また、受託販売の場合は旅行企画・実施業者の電話番号は不要である。

5 当該契約に係る旅行業務を取り扱う営業所の名称及び所在地並びに旅行業務取扱管理者の氏名

規 約	施行規則	運用基準	
4号	第3条1号～3号	2－(5)	

説明書面：規約第5条

募集広告：規約第6条

6 旅行の目的地及び出発日その他の日程に関する事項

規 約	施行規則	運用基準	規 約	施行規則	運用基準
5号	第4条1号～8号	2－(6)～(12)	4号	第20条1号～3号	3－(2)

①旅行の主たる目的地は、ツアータイトルの中に表示するほか、日程表の中で具体的に表示すること。ただし、ツアータイトル中にその旅行のテーマ、その他旅行の内容の特色を表示することにより、主たる目的地が明確になる場合は省略することができる。

表示例：「阿波おどり・よさこい祭り3日間」

①旅行の目的地及び出発日その他の日程に関する事項については左記のルールを準用する。ただし、主要な目的地以外の目的地、運送機関及び徒歩観光の発着時刻、観光地・観光施設についての表示は省略することができる。

※なお、ミステリーツアーのツアータイトル等には、目的地に関する事項（国名、地域名、都市名等）を表示してはならない。ただし、目的地が海外の場合は、ヨーロッパ、アジア等の地域名を表示することができる。

※ミステリーツアーとは、募集型企画旅行において、旅行参加者に対する期待感や参加意欲を高める等の目的で、募集広告や説明書面において規約上必要表示事項とされている旅行の目的地等を表示しないで旅行参加者を募集するツアーのことである。

②出発日は原則として年月日で表示すること。ただし特定の曜日を出发日とする場合は「毎週月曜日出発」、「毎月第1週及び第3週の火曜日出発」等の例により、出発日を曜日で表示することができる。

③当該旅行の出发地、帰着地を表示すること。

④旅行開始日から終了日までの日数を表示すること。

※旅行開始日、及び、旅行終了日とは、企画旅行業者が定めた集合時間あるいは解散時間がある場合はその時刻が属する日をいい、これらの集合時間等がない場合は、利用運送機関の発時刻あるいは着時刻が属する日をいう。また、宿泊単品の場合は、宿泊施設への入場時刻あるいは退場時刻が属する日をいう。

⑤日程中のすべての宿泊地名（都市又は観光地等の具体的地名）を表示すること。

ただし、機中泊、車中泊、船中泊等となる場合は、その旨を表示すること。

宿泊地は、旅行日程の中でも最も重要な要素の一つであり、宿泊する全ての都市又は観光地等の具体的地名を旅行者が日程表を見て分かるように表示する必要がある。なお、機中泊、車中泊、船中泊の場合はその旨を明確に表示する。

ただし、当該都市に**特有の事情**で宿泊サービスの手配が困難となる可能性がある場合に限っては、「A市又はB市」のように複数の都市を列記することができるが、「〇〇市又は近郊」、「〇〇市又は代替都市」というようないわゆる**近郊表示**は認められない。

当該都市に**特有の事情**により、当該都市以外の都市又は観光地、地域での宿泊が想定される場合、当該都市以外の宿泊地は、旅行の主たる目的や日程を損なわない範囲の都市又は観光地、地域とし、「A市又はB市」のように表示するときは、都市相互間の距離、利用運送機関の種類と所要時間を併せて表示する必要がある。

宿泊地は、都市又は観光地等の具体的地名を表示する。当該都市に**特有の事情**で、宿泊サービスの手配が困難になる可能性がある場合限り「〇〇市又は近郊の都市」と表示できる。

なお、「**特有の事情**」とは、以下のような場合で、一般消費者に明確に説明できる事情をいう。

ア 当該都市又は当該都市を含む観光地若しくは地域でオリンピックや大型の博覧会、スポーツ大会、コンベンション・見本市、祭り、花火大会等の大きなイベントが開催される場合

イ 当該都市又は当該都市を含む観光地若しくは地域が世界遺産に登録されている都市等で中心市街地の開発が制限されている場合

ウ その他、ア、イに準ずる理由により、当該都市の宿泊施設を確保することが著しく困難である場合であって、かつ、代替宿泊地が、利用する空港に近接している等、旅行日程上の利便性を高める都市である場合

〔特有の事情の例〕

ア 特有の事情 長岡花火大会開催都市
宿 泊 地 長岡市泊又は新潟市泊
付 記 事 項 長岡市から新潟市までは、〇〇km、バスで〇〇分の距離となります。

イ 特有の事情 世界遺産指定都市
宿 泊 地 フィレンツェ泊又はカレンツェ泊
付 記 事 項 フィレンツェからカレンツェまでは、〇〇km、バスで〇〇分の距離となります。

ウ 特有の事情 ア、イに準ずる理由
宿 泊 地 アムステルダム泊又はスキポール泊（空港に近接している都市）
付 記 事 項 アムステルダムからスキポールまでは、〇〇km、バスで〇〇分の距離となります。

説明書面：規約第5条	募集広告：規約第6条
⑥運送機関及び徒歩観光については、出発及び到着の予定時刻を表示すること。予定時刻を明確に表示できない場合は「7:00～9:00」のように時間帯で表示するか、「早朝」、「午後」等と時間区分を表示し、併せて「早朝：4:00～7:00」、「午後：12:00～18:00」と表示しても構わない。 ⑦時間帯のいずれか又は両方の時間に「頃」をつけた表示や、「午前又は午後」のように複数の時間区分にまたがる表示はできない。ただし、「10:00～14:00」のように時間帯の時刻を特定して表示することはできる。 ⑧次の場合は「頃」、「予定」と表示ができる。 （「8:00頃」、「18:00予定」） ・1日目の宿泊施設到着時刻及び最終日の宿泊施設出発時刻 ・バス旅行のバス到着時刻 ・中間日の発着時刻 ⑨1日目の出発時刻及び最終日の帰着時刻は必ず表示しなければならない。 ⑩2日目・3日目等の中間日に関しては表示することが望ましいが、発着時刻が極端な時刻（早朝とか深夜）にならない限り省略できる。 ⑪航空機利用の場合で最終日の出発空港の出発時刻は表示しているが、帰着空港への到着時刻を表示していないもの、また、出発空港の出発時刻と帰着空港までの所要時間を表示し、帰着空港への到着時刻を表示していないものは認められない。	⑥省略可 ⑦省略可 ⑧省略可 ⑨省略可 ⑩省略可 ⑪省略可
⑫「自由行動」の表示は、海外旅行で2時間、国内旅行で1時間以上継続してある場合に表示できる。ただし、自由行動としてその時間を併記した場合は、これより短時間でも表示できる。	
表示例 ●午前（午後）：自由行動 ●出発まで 自由行動 ●自由行動（10:00～11:30）	

説明書面：規約第5条

募集広告：規約第6条

⑬観光地・観光施設については、その名称に「入場」、「下車」、「車窓」などの方法を明確に表示すること。それらを表示していない場合、すべて「入場」する施設と見なされる。また、季節、天候その他の現地事情によって変更が予測される場合は、その内容を具体的に表示すること。〔事例①参照〕

事例① 「入場」、「下車」、「車窓」観光等の表示例

1
日
目

羽田空港 9:00～10:00 発

空路、札幌へ。

新千歳空港 10:30～11:30 着

◎ 旭山動物園
△ 旧道庁・大通公園・時計台
○ 大倉山ジャンプ台

夕食は「札幌ビール園」

札幌泊

朝： 昼： 夕：

◎ 入場観光 ○ 下車観光 △ 車窓観光

⑬観光地・観光施設については省略できる。ただし、その観光地・観光施設がツアーの主要な目的である場合は省略できない。

7 旅行者が旅行代金によって提供を受けることができる運送、宿泊又は食事のサービスの内容に関する事項

規 約	施行規則	運用基準	規 約	施行規則	運用基準
6号	第5条1号～3号	2-(13)～(28)	5号	第21条1号～4号	3-(3)～(4)

①利用予定航空会社・鉄道・船舶について、**主要な区間（運用基準2-(16)参照）**はその名称を表示すること。複数列記も可能である。名称の表示に当たっては、「A航空、B航空他」、「日系又はヨーロッパ系航空会社」等の利用航空会社の範囲が不明確な表示をしてはならない。

①利用予定航空会社・鉄道・船舶について、「航空機」といった種類だけの表示をすることができる。

②主要な区間でコードシェア便（共同運航便）を利用する場合は、その旨、及び実運航する航空会社名を表示すること（運用基準2-(18)、(19)参照）。また、ツアータイトルに使用できる会社名は実運航の会社名に限られる。

表示例

JL 5001/5000（行先：ハノイ）〈実運航 VN 311/300〉
VN（ベトナム航空）とのコードシェア便です。VNの機材で運航し、VNの乗務員が乗務し、VNの機内サービス（機内販売を含む）を提供します。
JL（日本航空）の客室乗務員は乗務いたしません。

※「実運航」とは、当該便名の航空会社が自社の機材、乗務員、機内サービス等を実際に提供して運航することをいう。

説明書面：規約第5条

募集広告：規約第6条

③航空機で乗継ぎ・経由地がある場合はその旨明示する。「直行便又は経由便」、「直行便又は乗継便」の表示はできない。

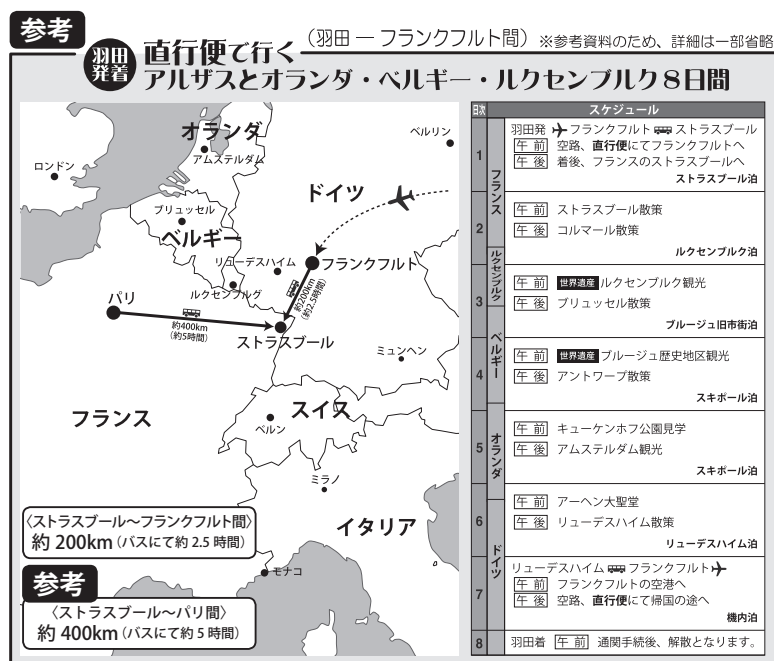
③利用する運送機関の客室の等級及び設備の表示並びに航空機の乗継ぎ・経由地に関する表示は省略できる。

海外旅行において、ツアータイトル中に直行便を利用する旨を表示する場合、次の基準による。(事務局長通知 平成29年5月19日)

ア ツアータイトルに表示した目的地(地域、国、都市または観光地等)内の空港を利用する便であること。

イ ツアータイトルに表示した目的地(地域、国、都市または観光地等)外の空港を利用する便であっても、目的地に最も近い空港等の場合は、「直行便利用」等と表示できるが、この場合、**搭乗する区間を「直行便利用」等の表示に近接して表示し、併せて目的地外の空港と当該目的地間の距離、利用運送機関の種類及び所要時間を表示すること。**

前記における「ツアータイトル」には、募集型企画旅行の名称に近接して表示した事項や、旅行者が当該募集型企画旅行を選択する上で重要な要素として表示した事項を含むものとする。



☆一つの都市に複数の空港がある場合の表示方法

募集広告 説明書面	航空会社の規程で、同一都市に複数の空港がありながら一都市として扱っている場合(都市コードが同一の場合)は、 「大阪発」(「伊丹空港発」又は「関西空港発」) 「名古屋発」(「小牧空港発」又は「中部空港発」)等の表示ができる。 現在、考えられるのは、東京(羽田・成田)、名古屋(小牧・中部)、大阪(伊丹・関西・神戸)。
確定書面	どのような場合でも、一つに特定しなければならない。 「伊丹空港発」 「関西空港発」等

説明書面：規約第5条

募集広告：規約第6条

④宿泊地毎に宿泊施設の種類又は名称を表示すること。その種類が旅館又はホテルの場合は名称を表示すること。

複数列記も可。(運用基準2-(20)~(22))
表示例：「〇〇ホテル又は△△ホテル」は可
「〇〇ホテル又は同等クラス」は不可

「〇〇ホテル又は同等クラス」、「〇〇ホテル等」の表示は可。但し、「〇〇ホテル他」は不可(運用基準3-(3)参照)〔事例②-2参照〕

※宿泊施設が「新館・旧館」、「本館・別館」、「離れ」等であることにより、それぞれの施設の設備、景観等に顕著な相違があり、その特色をなしている場合は、「〇〇ホテル××タワー」、「△△旅館新館」等を一つの宿泊施設の名称として表示する。

表示例

- ・宿泊は奈良ホテル(新館)洋室ツイン
- ・宿泊は圓山大飯店(本館)洋室ツイン

※使用した写真と異ならないよう注意

※ホテルのクラス

ホテルをクラスで表示する場合は、クラスの選定基準を明示した上で、それぞれのクラスに該当する利用予定ホテル名を明示する必要がある。〔事例②-1参照〕

事例②-1 「ホテルのクラス」表示

利用ホテル	アンカレッジ	ウエストマーク・アンカレッジ 又はAクラス※
	フェアバンクス	ウエストマーク・フェアバンクス 又はAクラス※

ホテルクラス表 当社では各国が発行するホテル資料、お客様及び添乗員のアンケートを参考に、各都市のホテルを調査して、独自のクラス区分を作成。その区分を基準にして、それぞれのコースにふさわしいホテルを選定しています。コース選びの目安としてご利用ください。

アメリカ

アンカレッジ	Aクラス (※)	●ウエストマークアンカレッジホテル●ホテル・キャプテンクック●ヒルトンアンカレッジ●シェラトンアンカレッジ●アンカレージマリ奥特ダウンタウン●ミレニアムアラスカホテル●エンバシースイートアンカレッジ●ヒルトンガーデンイン
フェアバンクス	Aクラス (※)	●ウエストマークフェアバンクスホテル●スプリングヒルスイートバイマリ奥特●ウェッジリゾート&ベアローツ●バイクスウオーターフロントロッジ●ソフィーステーション●フェアバンクスプリンセスリバーサイドロッジ●アルパインロッジ●リバーズエッジリゾート

事例②-2 「又は同等クラス」表示

行 程	
1	中部発(9:25)→ソウル→モスクワ着(17:30~17:50)(泊) 空路、大韓航空ソウル乗継便にて、モスクワへ。着後、ホテルへ。 ★早めのホテル入り!
2	モスクワ(泊) [昼] 世界遺産 モスクワ観光(○赤の広場、イワン雷帝によって建てられた○聖ワシリイ寺院、○グム百貨店、○クレムリンの武器庫、チャイコフスキーが「白鳥の湖」の構想を練ったノヴォデヴィチ修道院の美しい池周辺のお散歩、モスクワを一望する○雀が丘など)。
3	モスクワまたはサンクトペテルブルク(泊) [午前] 一路、国内線(現地事情により新幹線となる場合もあります)にて、サンクトペテルブルクへ。 [午後] 着後、世界遺産 サンクトペテルブルク観光(○皇帝アレクサンドル2世が暗殺された地・血の上の教会、○聖イサク寺院、○デカブリスト広場にあるピョートル大帝の騎馬像・青銅の騎士像など)。
4	サンクトペテルブルク(泊) [午前] ロシアバロック様式の贅を尽くした世界遺産 ○エカテリーナ宮殿見学へ。琥珀芸術の最高峰「琥珀の間」にもご案内いたします。 [午後] 昼食後、ピョートル大帝夏の離宮の素晴らしい噴水の庭園の見学へ。
5	サンクトペテルブルク発(23:50)→(機内泊) [昼] 世界三大美術館の一つ、世界遺産 ○エルミタージュ美術館観光。見ごたえ満点の美術館だから、たっぷり6時間滞在!(ガイドのご案内後、自由見学時間もございます)。ご昼食は、各自館内のカフェにてお召し上がりください。サンクトペテルブルクの目抜き通り、ネフスキー通りでの散策もお楽しみください! 夕食にご案内後、空路、大韓航空ソウル乗継便にて帰国の途へ。
6	ソウル→中部着(20:50) 通関手続き後、解散となります。 ※発着時刻は航空会社発表スケジュールです。予告なく変更になる場合があります。

TD 同行 食 朝4、昼3、夕4付 宿 15名 大韓航空指定
※エコノミークラス利用 宿泊 イリスコンダス(スーパーアクラス/モスクワ)、ホリディ・イン・サンクトペテルブルク(スーパーアクラス/サンクトペテルブルク)または各都市同等クラス 40,000円 相部屋可

説明書面：規約第5条	募集広告：規約第6条				
⑤客室の種類・設備・景観・利用人数等についてそれぞれ明確に表示すること。 (運用基準2－(23)～(26) 参照) ・国内旅行にあっては、和室・洋室・和洋室の別を表示すること。 ・国内、海外を問わず、洋室については少なくともシングル、ダブル、ツイン、トリプルの別を表示すること。 ※部屋の広さを表わすのに、ベランダを含む場合は、必ず「ベランダを含む。」と表示すること。 ※客室からの景観に関する表示〈運用基準2(25)〉〔事例③参照〕 (ア) オーシャンフロント 海辺に位置し、正面に海を眺めることができる場合をいう。 (イ) オーシャンビュー 海が客室の窓側(ベランダは含まない。)から視界のかかなりの部分を占めている場合をいう。 (ウ) パーシャルオーシャンビュー 客室の窓側から海の一部が見える場合又は、客室の窓側から海が見えないがベランダから海が見える場合をいう。 なお、ベランダから身を乗り出したりしないと海が見えない又は障害物(建物、木々等)の間から海が少ししか見えないような場合は「パーシャルオーシャンビュー」と表示することができない。 上記(ア)から(ウ)までのうち、(ア)及び(イ)については、表示基準の内容を同一視野に明瞭に表示し、(ウ)については、海が少ししか見えない又はベランダからしか海が見えない旨を同一視野に明瞭に表示すること。 ■客室の窓側から海の一部が見える場合 ＝表示例1＝ 【パーシャルオーシャンビュールーム】 ※客室の窓側から海の一部しか見えないお部屋 ■客室の窓側からは海が見えないが、ベランダ(ラナイ・バルコニー)から海が見える場合 ＝表示例2＝ 【パーシャルオーシャンビュールーム】 ※客室の窓側からは海が見えませんが、ベランダ(ラナイ・バルコニー)から海が見えるお部屋 ※ベランダ(ラナイ・バルコニー)からしか海が見えないお部屋 事例③ 客室からの景観についての表示例 <table> <tr> <td data-bbox="240 1731 422 1823">お部屋タイプの眺望について</td> <td data-bbox="422 1731 1404 1823"> ●オーシャンフロント・・・海辺に位置し、正面に海を眺めることができるお部屋。 ●オーシャンビュー・・・お部屋(バルコニーを除く)から見える海が視界のかかなりの部分を占めている部屋。 ●パーシャルオーシャンビュー・・・お部屋の中からは海が見えませんがバルコニーから海が見えます。 </td> </tr> </table> ※ホテル側のカテゴリーや呼称のいかんにかかわらず、実際に見える景観に見合った表示をすること。 <table> <tr> <td data-bbox="240 1910 823 2016"> ・相部屋の有無とその条件、1名で1室利用の場合の条件等を表示すること。 </td><td data-bbox="823 1910 1425 2016"> ・1人参加で「相部屋不可」の場合はその旨を明瞭に表示すること。 </td></tr> </table>	お部屋タイプの眺望について	●オーシャンフロント・・・海辺に位置し、正面に海を眺めることができるお部屋。 ●オーシャンビュー・・・お部屋(バルコニーを除く)から見える海が視界のかかなりの部分を占めている部屋。 ●パーシャルオーシャンビュー・・・お部屋の中からは海が見えませんがバルコニーから海が見えます。	・相部屋の有無とその条件、1名で1室利用の場合の条件等を表示すること。	・1人参加で「相部屋不可」の場合はその旨を明瞭に表示すること。	⑤客室の諸条件についての表示は省略できる。
お部屋タイプの眺望について	●オーシャンフロント・・・海辺に位置し、正面に海を眺めることができるお部屋。 ●オーシャンビュー・・・お部屋(バルコニーを除く)から見える海が視界のかかなりの部分を占めている部屋。 ●パーシャルオーシャンビュー・・・お部屋の中からは海が見えませんがバルコニーから海が見えます。				
・相部屋の有無とその条件、1名で1室利用の場合の条件等を表示すること。	・1人参加で「相部屋不可」の場合はその旨を明瞭に表示すること。				

⑥食事は、朝食・昼食・夕食の別にそれぞれの回数を明示する。ただし、日程表の中に食事欄を設けて、その中で朝食、昼食、夕食の有無をマーク等で明確に表示しているときは、回数の表示を省略することができる。機内食は食事回数に入れず、別途表示すること。（施行規則第5条3号ア、イ参照）

⑦名物料理等の特別な料理を賞味することを主たる目的とする旅行にあっては、提供される料理を具体的に表示すること。

表示例：北海道の味覚の旅

- ・ **北海道の味覚** カニづくし料理をご賞味いただきます。
（カニサラダ、ゆでガニ、焼きガニ、甲羅揚げ、カニ飯、カニ味噌汁、デザート）
- ・ 夕食は**老舗〇〇屋で名物の△△料理**をご賞味いただきます。

⑧国内旅行で部屋食の場合はその旨を表示すること。

8 旅行者が行業者等に支払うべき対価に関する事項

規 約	施行規則	運用基準	規 約	施行規則	運用基準
7号	第6条1号～2号	2-(29)～(37)	6号	第22条1号～2号	

①対価は「旅行代金」と表示すること。また、コースごとに明瞭に表示すること。

②旅行代金に燃油サーチャージを含める場合は、旅行代金に燃油サーチャージが含まれていることを、各旅行商品の旅行代金に係る**最も大きい文字の表示**（「最低旅行代金～最高旅行代金」の表示をする場合はその表示）に**近接して明瞭に表示**すること。〔事例④参照〕

ア 標準旅行業約款第14条（旅行代金の額の変更）の規定による場合を除き、契約成立後に燃油サーチャージが増額されても旅行者から増額分を徴収しない旨及び燃油サーチャージが減額されても旅行者に対し減額分の払戻しをしない旨を表示すること。

ア 省略可

事例④ 「燃油」を含む場合

イタリア9日間の旅

旅行代金(大人お一人様) **509,000円～609,000円**

○ (適正な位置)

食事条件:朝食7回、昼食5回、夕食2回(機内食は除く) / 添乗員:同行致します / 最少催行人員:10名 / 利用航空会社:○○航空

出発日及び旅行代金(大人お一人様)

2018年	9月	○日()	609,000円	11月	○日()	529,000円
	10月	○日()	589,000円	12月	○日()	509,000円

× (不適正な位置)

燃油サーチャージは旅行代金に含まれています。

③旅行条件により旅行代金異なる場合は、それぞれの旅行条件ごとの旅行代金を表示すること。

④最低の旅行代金を表示するときは、併せて最高の旅行代金を**同じ方法**（施行規則第6条1号オ参照）で表示すること。
ただし、旅行条件ごとの全ての旅行代金を表示した上で、旅行条件を限定して明示した場合は、その旅行条件の中での最低と最高の旅行代金を表示することができる。〔事例⑤参照〕

③旅行条件により、旅行代金異なるコースの場合における最低と最高の旅行代金以外の旅行代金の表示は省略できる。

④旅行条件ごとの全ての旅行代金を表示してある場合、あるいは、全ての旅行代金の中の最低と最高の旅行代金を表示してある場合は、同じ広告の中に、旅行条件を設定して明示すれば、その旅行条件の中での最低と最高の旅行代金を重ねて表示することができる。
最低の旅行代金だけの強調表示はできない。

※上記④のケースでは、旅行開始日を旅行条件とすることはできない。例えば「9月1、2、3日出発」や「日～木出発」とか「特定日」を除くといった表示はできない。

事例⑤ 「旅行代金」表示

感動のトルコ周遊とエーゲ海クルーズ9日間

おとな1名様(内側船室利用プラン/2名様1室利用)

179,800円~249,800円

※燃油サーチャージ(目安:29,900円/12年4月27日現在)、また日本の空港施設使用料等および現地空港諸税が別途必要となります。※港湾税および船内チップは旅行代金に含まれております。

出発日/旅行代金 (2名1室)	内側船室利用プラン 部屋の広さ約13㎡	海側船室利用プラン 部屋の広さ約13㎡	海側テラス船室利用プラン 部屋の広さ約19㎡ シャワー・トイレ、電動ハバロニーあり
7月23日	179,800円	199,800円	229,800円
7月29日	199,800円	219,800円	249,800円
8月	209,800円	229,800円	259,800円
8月	229,800円	249,800円	279,800円
8月10日	249,800円	269,800円	299,800円
お1人部屋追加料金	60,000円	80,000円	100,000円

外観

プール

⑤利用する客室の人員数や運送機関の等級・時間帯によって割増代金が必要となる場合は、その旨と金額を旅行代金一覧表に近接して、一般消費者が明瞭に認識できる見やすい大きさで表示すること。(運用基準2-(30) 参照)

※参考

- 発着駅(空港等)が異なることによる加減代金
- 上級の宿泊施設を利用することによる割増代金
- 客室の利用人員による割増代金(加減代金)
- 上級の食事サービスを利用することによる割増代金

⑥「均一」、「ポッキリ」、「ズバリ」等の用語を用いて旅行代金を強調する場合は、一人部屋等の別の旅行条件を設定して追加代金が必要となる表示はできない。(運用基準2-(32) 参照)

〔事例⑥参照〕

事例⑥ 「均一」表示

全日程 催行保証

羽田空港集合出発日...2~5名様一室同料金

5月20・21・22・23・24・25・26・27・29・30・31日
(日) (月) (火) (水) (木) (金) (土) (日) (火) (水) (木)

6月1・2・3・4・6・7・9日...29,980円均一
(金) (土) (日) (月) (水) (木) (土)

⑦早期割引後の旅行代金を表示する場合は、当該条件を当該旅行代金に近接して、明瞭に表示する。また、早期割引を旅行条件とした場合の最低と最高の旅行代金を表示するときは、当該条件は8ポイント以上で表示すること。

※参考

ポイント見本（原寸大）

旅行業公正取引協議会	7ポイント
旅行業公正取引協議会	8ポイント
旅行業公正取引協議会	9ポイント

（注）1ポイントは約0.3514mm

表示例 ①

世界一周クルーズ（2019年4月1日出発）

・旅行代金（大人1名様 2名様1室利用）

430万円～2,600万円

・早期割引適用（2018年10月31日まで）

390万円～2,300万円

表示例 ②

旅行代金 **20,800円～34,800円**（早期割引適用の場合）

早期割引 出発45日前までの予約購入の場合に適用されます。

バリ

大人1人当たり	出発日A	出発日B	出発日C
2名1室 （早期割引）	29,800 (24,800)	30,800 (25,800)	39,800 (34,800)
3名1室 （早期割引）	27,800 (22,800)	29,800 (24,800)	35,800 (30,800)
4名以上1室 （早期割引）	25,800 (20,800)	27,800 (22,800)	32,800 (27,800)

早期割引後の旅行代金は、条件付きで最低～最高の旅行代金表示ができる。

i 施行規則第6条(1)オ ただし書きがある旅行条件の下での最低～最高が強調表示できる。

ii 運用基準2-⑶

早期割引の条件を旅行代金に近接した場所に8ポイント以上で表示する。

i 施行規則第6条(1)エ

ii 運用基準2-⑶

施行規則第6条(1)エ

※申込金の収受額及び旅行代金残金の収受時期については、「海外募集型企画旅行の企画・実施に関する指針（平成29年12月 JATA・ANTA）」を参照すること。

⑧多数のコースを紹介するパンフレットの表紙において旅行代金を表示するときは、次のいずれかの方法により表示することができる。ただし、海外旅行については、燃油サーチャージ、空港諸税等に係る表示を併記すること。（運用基準2－(34) 参照）

ア 当該パンフレットにおいて紹介している全てのコースの旅行代金の最低の旅行代金と最高の旅行代金のみを同じ方法で表示すること。

'19 1/6～3/30 発

**春の
沖縄**

慶良間周遊 4 日 本島周遊 3日・4日

幻の島八重干瀬と宮古島 3日・4日 八重山諸島周遊 4 日

大人お一人様

旅行代金：**58,800円～154,300円**

イ 当該パンフレットにおいて紹介している全てのコースの中から選択した一つのコースの名称とともに当該コースにおける最低の旅行代金と最高の旅行代金のみを同じ方法で表示すること。

'19 1/6～3/30 発

**春の
沖縄**

慶良間周遊 4 日 本島周遊 3日・4日

幻の島八重干瀬と宮古島 3日・4日 八重山諸島周遊 4 日

本島周遊3日間（大人お一人様）

旅行代金：**58,800円～116,000円**

ウ 当該パンフレットにおいて紹介している全てのコースの中から選択したコースの特定の旅行条件（旅行開始日を除く。）における最低の旅行代金と最高の旅行代金のみを同じ方法で、当該コースの名称及び特定の旅行条件とともに表示すること。

'19 1/6～3/30 発

**春の
沖縄**

慶良間周遊 4 日 本島周遊 3日・4日

幻の島八重干瀬と宮古島 3日・4日 八重山諸島周遊 4 日

本島周遊3日間 4名様1室利用（大人お一人様）

旅行代金：**58,800円～95,300円**

⑨多数のコースを紹介するホームページのフロントページにおいても、⑧と同様の表示をすることができる。

- ⑩ ツアータイトルに使用した観光施設やスポーツ観戦、コンサート鑑賞等のイベント旅行の入場券は旅行代金に含めて表示すること。〔事例⑦参照〕

事例⑦ 「入場料」等の取扱



- ⑪ TDR、USJを日程に含める場合の旅行代金表示（運用基準2－(35)参照）

TDR、USJ等複数の入場料金が設定されている観光施設の場合、入場料金以外の旅行に要する費用を基本代金とし、別に表示した入場料金表から旅行者が選択した入場料金を加算した額を旅行代金と表示することができる。

この場合、旅行代金の計算方法を明瞭に表示すること。〔事例⑧参照〕

事例⑧ 「ハウステンボス」の代金表示

旅行代金	＝	基本代金 (往復航空運賃＋ホテル代)	＋	お客様が選択する ハウステンボスチケット料金
-------------	---	------------------------------	---	---------------------------

ただし、当該商品のパンフレットの表紙に基本代金の最低と最高の金額のみを表示することはできない。入場料金表中のいずれかの入場料を含めた旅行代金を表示すること。

表示例 「最低～最高」の代金表示

旅行代金（おとなおひとり）

25,500円～35,500円

基本代金（往復航空運賃＋ホテル代）＋1デーパスポート

⑫いわゆるビジネスパック方式の旅行代金表示（運用基準2－（36）参照）

航空機又は鉄道等の運送サービス及びホテル等の宿泊サービスを基本プラン以外の複数の選択肢の中から旅行者が選択することにより構成される、いわゆるビジネスパックと称するような募集型企画旅行においては、基本プランの対価を基本代金とし、別に表示した航空機又は鉄道等の運送サービス及びホテル等の宿泊サービスの割増代金表（追加代金表）から旅行者が選択したサービス内容によって発生する割増代金（追加代金）を加算した額を旅行代金と表示することができる。この場合、旅行代金の計算方法を明瞭に表示すること。なお、基本代金のみで（追加代金の加算なしで）実施できる基本プランが存在しなければならない。〔事例⑨参照〕
※旅行代金＝基本代金＋追加代金（追加代金が0円の場合、基本代金が旅行代金となる。）

事例⑨ 「ビジネスパック」方式の旅行代金表示

A 基本の旅行代金の確認	
① カレンダーで出発日のアルファベットを確認	基本代金 (お一人様) 円 ※ご利用の空港に発地追加代金がある場合は追加してください。
② 基本代金表からアルファベットと1室あたりの利用人数を確認	
B ホテル追加代金および各種追加代金の確認 ★基本グループホテルご利用の場合は0円です。	
追加代金 (お一人様) 円 ※その他の追加代金もご利用になる場合は追加してください。	
C フライト追加代金の確認 ★基本フライトご利用の場合は0円です。	
フライト追加代金 (お一人様) 円	
旅行代金 合計 (お一人様) A + B + C 円	

⑬ゴルフツアーの旅行代金表示（施行規則第6条1号ケ参照）

ゴルフツアーの旅行代金表示については、ゴルフプレイに必要な経費のうち、日程に含まれているグリーンフィを旅行代金に含めて表示すること。また、キャディフィ、カート代、ロッカー代、諸経費等のゴルフツアーに必要とされる経費（2人分から4人分まですべて）は、旅行代金に近接して明瞭に表示すること。

⑭記名式等で譲渡が禁止されている入場券を、旅行者による契約解除時に、旅行者による買取りとする特約を締結する場合は、その旨と当該入場券の代金を旅行代金に近接して表示すること。

表示例

2020 ○○○○世界大会
△△△カップ観戦ツアー

6月10日発(6泊8日) 旅行代金 **500,000円** (成田発)
〈燃油サーチャージ込〉
(入場券の代金の額 50,000円)

※この入場券は、旅行契約上、取消料が適用になる以前の取消しであっても、払い戻しできません。お客様のお買い上げとなります。

⑮観光施設の入場料の取扱い（施行規則第6条1号シ参照）

ア 観光施設について、写真やイラストを掲載し、若しくはツアーの見どころ等を表示する場合、又は日程表の中で文字を濃くすること、若しくは網掛けをすること等により、強調して表示する場合には、当該観光施設の入場料は、旅行代金に含めて表示すること。

イ 一般消費者に観光施設への入場に期待を抱かせるキャッチコピーを使用した場合や旅行代金を強調表示した場合も同様に、観光施設の入場料は旅行代金に含めて表示すること。

事例⑩-1

大原美術館・足立美術館を見学してこの金額！

出雲大社・倉敷3日間

旅行代金 **39,800円～46,800円**

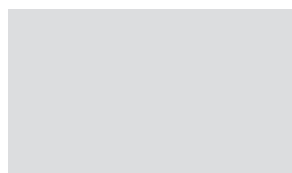
1	東京駅 ——— 新倉敷 ——— ●大原美術館 ——— 倉敷（泊）	昼食 夕食
2	倉敷 ——— ●足立美術館 ——— ◎出雲大社 ——— 広島（泊）	朝食 昼食 夕食
3	広島 ——— ◎原爆ドーム ——— 広島駅 ——— 東京駅	朝食 昼食

●は入場観光、◎は下車観光、○は車窓観光、—— は貸切バス、—— はJR

ウ 日程表中及び写真やイラストの説明に近接して、観光施設に関する説明と同一の文字の大きさ、濃さ等で旅行代金に含まれない旨及び入場料を明瞭に表示した場合は、旅行代金に含めないことができる。

エ 写真やイラストの説明に近接して、観光施設に関する説明と同一の文字の大きさ、濃さ等で入場料が旅行代金に含まれない旨及び入場料を明瞭に表示した観光施設については、日程表中において強調表示した場合であっても、日程表中の当該入場料の表示を省略することができる。

事例⑩-2



（錦帯橋のイメージ）

日本三名橋
錦帯橋 ☆日本三名橋の一つ
渡橋は別料金：おひとり300円

萩・津和野・安芸の宮島の旅

日程表

1	羽田空港 ✈ 山口宇部空港 ——— ◎岩国・錦帯橋（渡橋は別料金） ——— 宮島口 ～～ ◎安芸の宮島（日本三景のひとつ）／厳島神社拝観は別料金：おひとり300円） ～～ 宮島口 ——— 広島市内（泊）	昼食 夕食
---	---	----------

●は入場観光、◎は下車観光、○は車窓観光、—— は貸切バス

説明書面：規約第5条

募集広告：規約第6条

9 旅程管理業務を行う者の同行の有無

規 約	施行規則	運用基準	規 約	施行規則	運用基準
8号	第7条1項～3項	2－(38)	7号	第23条	—
①旅程管理業務を行う者が同行する場合はその旨、同行しない場合は対応の仕方を明瞭に表示すること。			①旅程管理業務を行う者が同行するか否かを表示すること。		
②旅行者の人数によって旅程管理業務を行う者の同行の有無が変わる場合は、同行しないことを基本とし、旅行参加者数が一定数以上となったときに同行させる旨を表示すること。					
③旅程管理業務を行う者が区間を限って同行する場合は、その区間（〇〇から〇〇まで）を明示すること。					

表示例

ア. 添乗員は同行いたしません。現地係員がお世話します。

イ. 添乗員は同行しません。ただし、お客様の参加者数が15名以上のときは、全行程添乗員が同行して旅程管理業務を行います。

ウ. 添乗員は旅行開始日の宮崎空港から旅行終了日の鹿児島空港まで同行します。

10 旅行代金に含まれていない旅行に関する経費であって、旅行者が通常必要とするもの

規 約	施行規則	運用基準	規 約	施行規則	運用基準
9号	第8条	2－(39)～(41)	8号	第24条	3－(5)～(7)
①空港諸税等を別途収受する場合の表示					
ア 空港諸税等については、旅行代金とは別途必要となる旨を、各旅行商品の旅行代金に係る最も大きい文字の表示（「最低旅行代金～最高旅行代金」の表示をする場合はその表示）に近接して、一般消費者が明瞭に認識できる見やすい大きさ（広告スペースが小さい場合であったとしても8ポイント以上：25頁参照）で表示すること。 例：「成田空港施設使用料・旅客保安サービス料及び海外空港諸税が別途必要となります。」					
イ 空港諸税等の収受方法、収受内容・額、収受する金額の根拠を表示すること。			イ 省略可		
表示例 航空券発券時に徴収される空港施設使用料（往復：〇,〇〇〇円）は、ご出発前にご旅行代金とともにご請求させていただきます。					

説明書面：規約第5条

募集広告：規約第6条

②燃油サーチャージを旅行代金に含めない場合の表示

ア 燃油サーチャージが旅行代金とは別途必要となる旨を、各旅行商品の旅行代金に係る最も大きい文字の表示（「最低旅行代金～最高旅行代金」の表示をする場合はその表示）に近接した場所に明瞭に表示すること。

イ 燃油サーチャージの額が確定している場合はその額を、燃油サーチャージの額が確定していない場合は基準日を併記した上で目安となる額を表示すること。

ウ 同一旅行商品において、複数の航空会社を使用するため燃油サーチャージの額が複数となる場合には、燃油サーチャージの最低額及び最高額を表示すること。

エ 旅行代金及び燃油サーチャージの額に加え、これらを合計した額を表示することができる。

オ 燃油サーチャージの額を表示するに当たっては、各旅行商品の旅行代金に係る最も大きい文字の表示（「最低旅行代金～最高旅行代金」の表示をする場合はその表示）又は合計した額の表示に近接した場所に、一般消費者が明瞭に認識できる見やすい大きさ（広告スペースが小さい場合であったとしても8ポイント以上：25頁参照）で表示すること。〔事例⑩参照〕

事例⑪ 「燃油」を含めない場合

燃油サーチャージは旅行代金に含まれておりません。目安：約24,000円～27,000円
※原油価格の変動により金額が変更される可能性があります。（基準日／3月1日）

カ 燃油サーチャージの収受方法及び契約成立後に燃油サーチャージが増額された場合には不足分を追加徴収し、同じく減額された場合には速やかに減額された分を払い戻す旨を明瞭に表示すること。

カ 省略可

③空港諸税等及び燃油サーチャージの経費に係るもの以外については、それらの経費を具体的に表示すること。

③省略可

12 契約の申込方法及び契約の成立に関する事項：募集広告では11「申込先」

規 約	施行規則	運用基準	規 約	施行規則	運用基準
10号	第9条1号～4号	—	9号	第25条	3－(8)
①申込条件を定めた場合はその旨と条件を表示すること。			①申込先		
②申込形態ごとに契約の成立時期を表示すること。					

説明書面：規約第5条

募集広告：規約第6条

13 契約の変更及び解除に関する事項

規 約	施行規則	運用基準	
11号	第10条	—	
①標準旅行業約款第13条～18条に準拠して表示するとともに、取消料及び違約料の額を表示すること。			

14 責任及び免責に関する事項

規 約	施行規則	運用基準	
12号	第11条	—	
①標準旅行業約款第27条及び30条に準拠して表示すること。			

15 旅行中の損害の補償等に関する事項

規 約	施行規則	運用基準
13号	第12条	2－(42)
①標準旅行業約款第28条及び29条に準拠して表示すること。		
②中抜きツアー（日程表中にオプションルツアーを含め旅行サービスの手配を一切しない日があるツアー）においては、日程表中に無手配日である旨及び特別補償規程の適用対象外であることを明示すること。		

16 最少催行人員に関する事項

規 約	施行規則	運用基準	規 約	施行規則	運用基準
14号	第13条	2－(43)	10号	第26条	—
①この事項を表示していなければ、参加者が1名でも旅行催行を中止することはできない。 ②「出発保証」、「催行確約」等の表示をした場合は、文字通り旅行者に対し出発を約束したことになり、たとえ最少催行人員を表示していても意味がない。 ③一つの旅行に、複数の最少催行人員及びそれぞれの最少催行人員に対する旅行代金を設定して表示することはできない。また、最少催行人員未達による旅行催行中止の場合に、「〇〇名～△△名までなら追加料金××円で催行」という条件表示もできない。					

説明書面：規約第5条

募集広告：規約第6条

17 参加資格に関する事項

規 約	施行規則	運用基準	
15号	第14条	—	
①旅行参加に資格が必要な場合はその旨及び当該資格を表示すること。(年齢制限・ライセンス・旅券の残存日数・ビザ等)			

18 安全及び衛生に関する事項

規 約	施行規則	運用基準	
16号	第15条	—	
①旅行者が取得することが望ましい安全及び衛生に関する情報がある場合はその旨と入手方法等を表示すること。			

19 個人情報保護に関する事項

規 約	施行規則	運用基準	
17号	第16条	—	
①「JATA・ANTA個人情報取扱いガイドライン 解説・表示例（改訂2版）」に準拠して表示すること。			

20 旅行条件の基準期日

規 約	施行規則	運用基準	
18号	第17条	—	
①旅行条件（特に、利用する運送機関の運賃・料金等）がいつの時点のものかを表示すること。			

説明書面：規約第5条

募集広告：規約第6条

21 取引条件の説明を行い、併せて説明書面を交付する旨

規 約	施行規則	運用基準
11号	第27条	—
※表示漏れしやすい項目のため注意すること。 表示例 詳しい旅行条件を記載した書面をお渡しいたしますので、事前にご確認の上お申込みください。		

22 協議会マーク又はロゴマーク

規 約	施行規則	運用基準
19号	—	—
①会員会社は、下記の「協議会マーク」又は「ロゴマーク」を表示すること（ホームページを含む）。 協議会マーク ロゴマーク   旅行業公正取引 協 議 会 会 員 このマークは平成5年に制定され、地球をモチーフにした3つのフォルムは、旅の送り手（旅行業者）、受け手（旅行参加者）、そして旅公協の三者の連携を表現している。		
※募集広告への「協議会マーク」又は「ロゴマーク」の表示については任意ですが、会員は積極的に表示してください。		

4. 募集広告に該当しない特定の募集型企画旅行に関する広告等について

「告知広告（資料請求広告・予告広告）・イメージ広告」

「告知広告」とは、広告の表示（放送）時間が短いため、募集広告に必要である表示事項をすべて表示することができないテレビやラジオ等の特定の広告のための定義及び表示基準として規定されたものである。したがって、表示スペースが十分な場合や必要表示事項の一部を敢えて表示しないといった場合に用いることはできない。

告知広告には、一般消費者が不十分な情報で商品選択を行わないように**旅行契約の申込みを受け付けるものではない旨**を表示する。（規約第6条の2）

また、告知広告で旅行代金を表示するときは、①旅行代金の最低額と最高額の表示、②燃油サーチャージが旅行代金に含まれるか否かの表示、の2項目以外は省略できる。（施行規則第28条の2）

規約第4条第7号の2、第6条の2及び第6条の3並びに規則第1条及び第28条の2

規 約	施 行 規 則
第4条 (7)の2 「告知広告」とは、特定の募集型企画旅行の広告その他の表示であって、当該広告において旅行契約の申込みを受け付けけないものをいう。	第1条 規約第4条第7号の2に定める「告知広告」とは、例えば、次のものをいう。 (1) 申込先の住所、電話番号等が表示されていないもの (2) 問合せ又は資料請求のみを求めるもの (3) 情報の詳細についてウェブサイト上で閲覧することを求めるもの (4) 将来販売する予定の旅行商品を紹介するもの

告知広告（資料請求広告・予告広告）・イメージ広告の表示例

① 資料請求広告

資料請求を目的とした広告。

※実務上、当該広告による顧客からの申込みを受け付けることはできない。

WEBにて24時間受付可能

旅公協トラベル 検索

出発月 1月、2月

アメリカ国立公園 周遊の旅

旅行代金 (2名1室おひとり)

〇〇〇,〇〇〇円～〇〇〇,〇〇〇円

(燃油サーチャージを含みます。)

当コースは当書面からのお申込みは承っておりません。詳しくは当社ホームページをご覧ください。

資料請求先 旅公協トラベル TEL: 〇〇〇〇-〇〇〇〇

当コースは当書面からのお申込みは承っておりません。詳しくは当社ホームページをご覧ください。資料をご請求いただいた上でお申込みください。

② 予告広告

将来実施予定の旅行で、旅行代金が決定していない場合の広告。

(販売予定の旅行商品の紹介とみなされるもの)

〇〇市・△△市姉妹都市提携40年記念
△△市親善訪問ツアー7日間

2020年4月、〇〇市は、米国△△市と姉妹都市提携をしてから40年を迎えます。提携40年を記念して、△△市親善訪問ツアーを企画しました。市民の皆様の参加をお待ちしています。

- ・ 2020年4月中旬出発予定
- ・ △△市5泊
- ・ 〇〇市長同行予定

旅行代金(予定) 25万円
(燃油サーチャージが別途必要となります)

協 力: 〇〇市
旅行企画・実施: ABC旅行社

この旅行は現在募集しておりません。正式な募集広告は2019年12月頃作成する予定です。

このような表示が必要です。

③ イメージ広告

社名やブランド名の知名度を高めるために行うもので、「募集広告」でないことが明確になっている広告。

写真

ヨーロッパへ行くななら
〇〇ツアー!
(商品ブランド名)

△△トラベル株式会社

その他の表示上の留意点

ア 海外募集型企画旅行における航空機の乗継に関わる国内の空港間の交通費の表示について

イ 海外旅行の土産物店への案内についての記載方法の追加

ウ ツアー登山について

エ 貸切バス会社名の表示について

オ 海外募集型企画旅行における申込金収受額と旅行代金残金の収受時期について

※詳細は、JATAまたはANTAにお問い合わせください。

5. 特定事項・特定用語・比較広告・ホームステイツアー・モニター旅行・二重価格表示・おとり広告など

(1) 特定事項の表示基準：規約第7条、施行規則第29条～33条、運用基準4-(1)～(3)

ア 写真・イラスト等に関する事項

…… 規約第7条第1号、施行規則第29条・30条、運用基準4-(1)

① 旅行目的地の風物、景色、行事及び宿泊施設、食事等に関する写真・イラスト等を使用する場合は、原則としてその旅行広告に掲載されたツアーの日程に含まれるものに限られるが、当該ツアーの「自由行動中」や日程表に記載された「オプションルツアーの参加中」に観賞、体験することができるものも使用可能である。

② 写真やイラスト等には適切な「説明（キャプション）」を付けなくてはならない。

特に、観賞、体験できる時期（季節）、時間等が限定されている場合は、一般消費者に誤った期待を抱かせないためにもその旨を明確に付記しておく必要がある。

ただ、ツアーの設定期間が夏季に限定されている場合に、冬季の写真等を載せることは、たとえ「これは冬場の風景です」といった付記を加えたとしても、一般消費者にツアーの内容を正しく伝えるという旅行広告の趣旨からして適切なものとは言えない。

イ オプションルツアーに関する事項

…… 規約第7条第3号、施行規則第32条、運用基準4-(2)、(3)

「オプションルツアー」とは、募集型企画旅行中の主に旅行サービスの提供のない時間帯を利用して、当該募集型企画旅行の参加者が、別途料金を支払うことにより任意に参加できるように設定された小旅行等をいう。

オプションルツアーについて次のように募集する場合は、

(ア) 募集型企画旅行の募集広告の中で、別枠でオプションルツアーの募集広告を掲載し募集する場合

(イ) オプションルツアーの募集広告を別に作成し募集する場合

(ウ) 募集型企画旅行のパンフレットに別枠又はオプションルツアーの頁を設けて募集する場合

①主催者、②ツアー内容、③ツアー料金、④申込方法、⑤ツアーの実施条件、⑥取消料を施行規則に従って表示すること。

ただし、募集広告の日程表中に単に「OP:△△△観光」と表示する場合は、申込み希望者への情報提供と位置付け、前記①～⑥までの事項を表示する必要はない。

ウ 割引価格に関する事項 …… 規約第7条第6号

旅行広告において、会員の有資格者等特定の条件を満たす一般消費者向けに適用される割引価格を設定し、表示する場合には、当該割引価格が適用される条件を明瞭に表示すること。

表示例

旅行代金	20,000円
旅公協会員割引旅行代金	18,000円
会員割引旅行代金は旅公協の会員の方に限ります。	

なお、割引の対象となる旅行は実際に一般消費者に販売されている必要があり、販売されていない旅行の旅行代金を比較対象した割引価格表示は不当表示になるおそれがある。

エ 温泉に関する事項 …… 規約第7条第7号、施行規則第33条の2

- ・ 温泉を主目的とした募集型企画旅行に関する表示
- ・ 源泉、天然温泉等に関する表示
- ・ 療養泉に関する表示

上記各表示事項については、次（施行規則）に定めるところにより表示すること。

- ① 温泉を主目的とした募集型企画旅行の表示については、次に掲げる事項を明瞭に表示すること。
 - a. 温泉に加水するものについては、その旨
 - b. 温泉に加温するものについては、その旨
 - c. 循環ろ過装置を使用する場合は、その旨
 - d. 温泉に入浴剤等を加え、又は温泉を消毒して利用する場合は、その旨
- ② 「源泉100%」、「天然温泉100%」等の表示については、加水、加温、循環ろ過装置の使用等を行っていない温泉についてのみ、行うことができる。
- ③ 「天然温泉」等の表示については、加水、加温又は循環ろ過装置の使用をしている場合であっても表示することができるが、加水、加温又は循環ろ過装置の使用をしている旨を明瞭に表示すること。
- ④ 療養泉としての適応症表示（効能についての表示）を行う場合において、ゆう出口における源泉を基準に判断したときは、その旨表示すること。
- ⑤ 浴槽内の湯についての適応症表示（効能についての表示）をする場合には、一般消費者が実際に利用する浴槽内の湯が、療養泉としての基準値を維持していることを確認した上で表示すること。

また、温泉については、温泉あるいは療養泉を主目的としているかどうかを問わず、加水、加温、循環ろ過等を行っている場合の「源泉100%」、「天然温泉100%」などの表示や、加水、加温、循環ろ過等の使用の有無に関する情報を表示していない「天然温泉」などの表示、又は実際と異なる泉質や効能に関する表示、実際と異なる適応症に関する表示をした場合は不当表示に当たる。

…… 規約第14条第5号・6号、施行規則第36条第5号

事例⑫ 温泉表示についての表示例

なすおんせん
那須温泉

なすおんせんさんらく
那須温泉山楽

お風呂のいち押し
大露天風呂では、毎分700リットルを湧出する豊富な湯量の自家源泉をお楽しみいただけます。

大露天風呂(イメージ)

かけ流し 源泉100%
露天風呂

かけ流し 加水
大浴場

泉質	単純温泉
効能	神経痛・五十肩・冷え症など
pH	6.4
大浴場	2ヶ所
露天風呂	2ヶ所

露天風呂(イメージ)

外観

西館和室(一例)

料理イメージ

こども料金ご案内 ●こどもAはおとなに準じたメニュー ●こどもBはお子様メニューのみ (詳細はP.42参照)

おすすめ

※宿泊施設において、当該施設の所在する温泉地外の源泉から搬送された温泉を使用している場合は、その旨表示することが望ましい。

(2) 特定用語の使用基準：規約第8条、施行規則第33条の3、4

ア 優位性、最上級等を意味する用語…… 規約第8条第1号

「当社だけ」、「最高級」、「超豪華」等優位性又は最上級を意味する用語は、その内容が客観的、具体的事実に基づくものであり、かつ、その事実を併せて表示する場合にのみ使用することができる。

「完全一周」という用語も、当該地域で一般的に訪れる観光地を全て網羅していなければ使えない。

「No.1」、「業界第1位」、「完ぺき」、「オリジナル」、「激安」、「最低価格保証」、「唯一」、「バーゲン」等の用語も注意する必要がある。

《最近、これらの用語を使用する広告が増えている。》〔事例⑬〕 参照

事例⑬ 優位性、最上級等を意味する言葉の使用基準



イ 推賞を意味する用語…… 規約第8条第2号 施行規則第33条の3

「推賞」、「推奨」、「推薦」等当該募集型企画旅行を人に勧めることを意味する用語は、当該推薦人等が、事実に基づいてこれを推賞している場合にのみ使用することができる。

「当該推薦人等が事実に基づいて」とは、当該推薦人等が実際に推薦等を行っている募集型企画旅行に参加（同行）した事実、又は当該推薦人等が推賞する事項について、認識している事実がある場合をいう。なお、季節によって体験等の内容が異なるときは、その季節が分かるように表示すること。

ウ 安全を意味する用語…… 規約第8条第3号

「安全」、「安心」等安全を意味する用語は、その根拠を明らかに示す場合にのみ使用できる。

- ・「添乗員付で安心な旅」、「安全の添乗員付の旅」等の表示は、添乗回数や顧客アンケート等、特に具体的な根拠を明らかに示さなくても使用できる。
- ・「危険は一切ありません。」等、事実に反して、旅行地において安全が確保されていることを強調する表示をしてはならない。

エ 確約、指定等の用語……規約第8条第4号 施行規則第33条の4

「確約」、「指定」等の用語を使用するに当たっては、わずかでも変更の可能性が考えられる場合はそれらの用語を使用できない。また、「確約」、「指定」等の用語を使用する場合は買取り又はデポジット支払い等、当該表示の内容を担保するシステムを構築するなどの手当を行った上で使用すること。

(3) 比較広告の表示基準：規約第9条

募集型企画旅行の場合、要件となっている「現に販売されている同種の募集型企画旅行」がなかなかないのが実情である（同種とは、例えば、宿泊施設の名称・種類・利用人員、食事内容・回数、観光箇所・方法、最少催行人員等が全て同一でなければならない）ことから、以下の点に注意して表示する必要がある。

- ① 比較時において現に販売されている同種の募集型企画旅行を対照とすること。
- ② 比較対照事項を具体的に表示すること。
- ③ 比較対照事項について客観的事実に基づく具体的数値又は根拠を明らかにすること。
- ④ 比較の方法が公正であること。
- ⑤ 中傷・ひぼうにわたる広告はしないこと。

(4) ホームステイツアー：規約第10条

「ホームステイ」とは、外国の家庭に、語学の研修、生活体験等の目的で滞在することをいい、「ホームステイツアー」とは、ホームステイと旅行を組み合わせで設定された3ヵ月未満の募集型企画旅行をいう。〈規約第4条(9)〉

ホームステイツアーについて表示する場合は、規約第5条又は第6条の規定によるほか、次の各号について運用基準に定めるところにより表示しなければならない。

- ① ホームステイツアーである旨
- ② 当該ホームステイの意義と参加者の心得
- ③ ホームステイとホテル等に宿泊する場合との差異
- ④ 当該ホームステイ中のホストファミリーの受入条件
- ⑤ 語学研修の機関・実施予定プログラム等の実施方法
- ⑥ その他必要な情報
- ⑦ 「留学」の名称を用いない

(5) モニター旅行：規約第11条

「モニター」とは、事業者の依頼により、募集型企画旅行に参加して、旅行の内容、品質及び目的地等に関する事項について評価し、感想をまとめて報告する人をいい、「モニター旅行」とは、モニターを集めて実施する募集型企画旅行をいう。〈規約第4条第10号〉

モニター旅行について表示する場合は、規約第5条又は第6条の規定によるほか、次の各号に定めるところにより表示しなければならない。

- ① モニターに依頼する事項を明確に表示すること。
- ② モニターから提出を求める報告書について、形式、枚数及び提出時期を明確に表示すること。
- ③ モニターに対する報酬は、旅行代金と区別して表示すること。
- ④ モニターが同行する募集型企画旅行の場合であって、モニターの旅行日程等が他の旅行者と一部異なる場合は、その旨及び該当する旅行日程等必要な事項を表示すること。

「モニター報酬」について …… 景品規約 運用基準5-(3)

- ① 「モニター」とは、旅行の全部又は一部の内容・品質に関する事項について、評価・感想をまとめて報告するもので、その仕事の内容が明示されているものをいう。
- ② 「モニターに対して支払う、その仕事に相応する報酬」とは、
 - a. 旅行代金と判然と区別されたもの
 - b. 支払いが旅行終了後になされるもの
 - c. モニターの報告は、原稿用紙（400字詰）又はアンケートによるものとし、1枚につき2,000円相当以内のものをいう。
- ③ 旅行業者が旅行参加者に対して恒常的に当該旅行に関する感想及び意見等を求める、いわゆるアンケートの提出を求めるものや、前①、②の条件に当たらないものは「名目だけのモニター」になり、表示規約違反となるおそれがある。

Guam 4日間モニターツアー

2020年10月22日～10月25日

旅行代金 **48,000円** (注)

モニター募集!! 謝礼を差し上げます

※日程などの必要表示事項は省略

【モニター募集要領】

- ・本旅行のホテル、食事、観光に関するモニターを募集しています。
- ・モニターの皆様には、旅行終了後に原稿用紙（400字詰）5枚以内に、意見、感想をご報告いただけます。
- ・ご報告いただいた方には1枚につき、2,000円の謝礼を差し上げます。

旅行企画・実施

〇〇〇〇旅行

観光庁長官登録旅行業〇〇〇号

さいたま市・・・ 048-XXXX-XXXX

(一社) 日本旅行業協会正会員



旅行業公正取引
協議会 会員

(注) 旅行代金をモニター旅行代金と表示することは、一般消費者に、モニターが実際に支払う旅行代金はモニターに対する報酬が本来の旅行代金から差し引かれた格安なものと誤認されるおそれがあることから、不適切な表示となる。

※参考 自治体等の「助成金」等を適用する「モニターツアー」

① 既存の旅行商品(群)に適用する場合

- ・この旅行商品(群)には、〇〇事業に基づき助成金(〇,〇〇〇円)が適用されます。

② 「モニターツアー」のために新規に造成した商品に適用する場合

- ・このツアー(旅行代金〇〇,〇〇〇円)には、〇〇事業に基づき助成金(〇,〇〇〇円)が適用されています。

(6) 不当な二重価格表示の禁止：規約第12条、施行規則第35条、運用基準6

自己の販売価格と当該販売価格よりも高い他の価格（比較対照価格）を併記して表示することを二重価格表示というが、比較対照価格に根拠がない場合は、不当な二重価格表示として禁止されている。なお、値下げ表示も、二重価格表示と同様に扱うとされている。

値下げ表示については、次の1又は2の場合、表示例に準じて表示すること。

1 同一の募集型企画旅行について最近相当期間(注)にわたって実際に販売されていた旅行代金との比較をする場合の値下げ表示

(注)：最近相当期間とは、下記①、②を満たすものをいう。

- ① 比較対照価格で販売されていた期間が、当該商品が販売されていた期間の過半を占め、かつ、二週間以上であること。
- ② 値下げ開始時点で、比較対照価格で販売されていた最後の日から二週間以上経過していないこと。

《表示例 1》：上記①、②を満たしている場合に限る。

(ア) 値下げを継続して行う場合

◆ 旅行代金 150,000円 (〇〇新聞〇月〇日掲載) ⇒ 120,000円

◆ 旅行代金 ~~150,000円~~ (〇〇新聞〇月〇日掲載) 120,000円

(イ) 値下げの期間を限定して行う場合

◆ 旅行代金 150,000円 (〇〇新聞〇月〇日掲載) ⇒ 120,000円
(〇月〇日から〇月〇日まで)

◆ 旅行代金 ~~150,000円~~ (〇〇新聞〇月〇日掲載) 120,000円
(〇月〇日から〇月〇日まで)

2 同一の募集型企画旅行の旅行代金であってその旅行代金がいつの時点でどの程度の期間販売されていた価格であるか等その内容を正確に表示して比較した場合の値下げ表示

《表示例 2》：

(ア) 値下げを継続して行う場合

◆ 〇月〇日から販売の旅行代金 150,000円 (〇〇新聞〇月〇日掲載) を
〇月〇日から 120,000円に値下げしました。

(イ) 値下げの期間を限定して行う場合

◆ 〇月〇日から販売の旅行代金 150,000円 (〇〇新聞〇月〇日掲載) を
〇月〇日から〇月〇日まで 120,000円に値下げします。

(7) おとり広告の禁止：規約第13条、運用基準7

おとり広告とは、広告した商品やサービスが実際には購入できないものであるにもかかわらず、一般消費者にこれを購入できると誤認されるおそれのある表示をいう。

規約では次の3つをおとり広告としている。

- ① 旅行契約の申出に係る旅行が実際には実施することができないもの又は実施の対象となり得ないものである場合のその旅行についての表示

- A. 営業を行っていない運送機関、宿泊施設を利用予定運送機関、利用予定宿泊施設として表示している旅行
- B. 募集広告を行った直後に募集人員が満員に達したのに、その旨の表示を行わず引き続き募集を行う旅行

- ② 旅行契約の申出に係る旅行が合理的理由がないのに契約の締結を妨げる行為が行われる場合その他実際には契約する意思がない場合のその旅行についての表示

- A. 旅行契約の締結を全く行わない旅行、又は合理的理由がないにもかかわらず旅行契約を拒否し、他の旅行の契約を誘引する旅行
- B. 旅行実施に必要な旅行サービス提供機関に対する予約等の手配を全く行わず、又は行う意思が全くない旅行

- ③ 旅行契約の申出に係る旅行の募集人員又は旅行参加者の条件等取引条件が限定されているにもかかわらず、その限定の内容が明確に表示されていない場合のその旅行に関する表示

旅行参加者について、募集人員が著しく限定されている場合、又は性別、年齢、資格、技能等の条件を定めている場合において、その条件の表示がなされていない場合

6. 不当表示の禁止

(1) 不当表示の概念

不当表示とは、一般消費者に商品・サービスの品質や価格について、実際のもの等より著しく優良又は有利であると誤認されるおそれのある表示。

- ① 一般消費者に誤認されるおそれのある表示
- ② 不当に顧客を誘引するおそれのある表示
- ③ 一般消費者による自主的かつ合理的な商品の選択を阻害するおそれのある表示
- ④ 不当表示の原因や理由について、故意・過失の有無は問わない

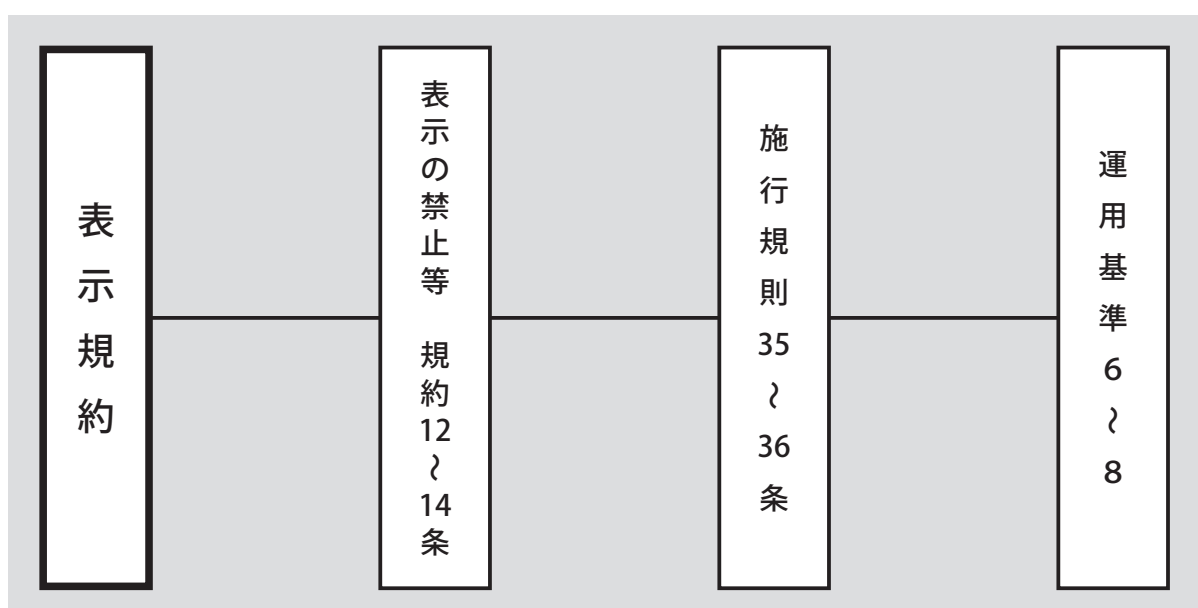
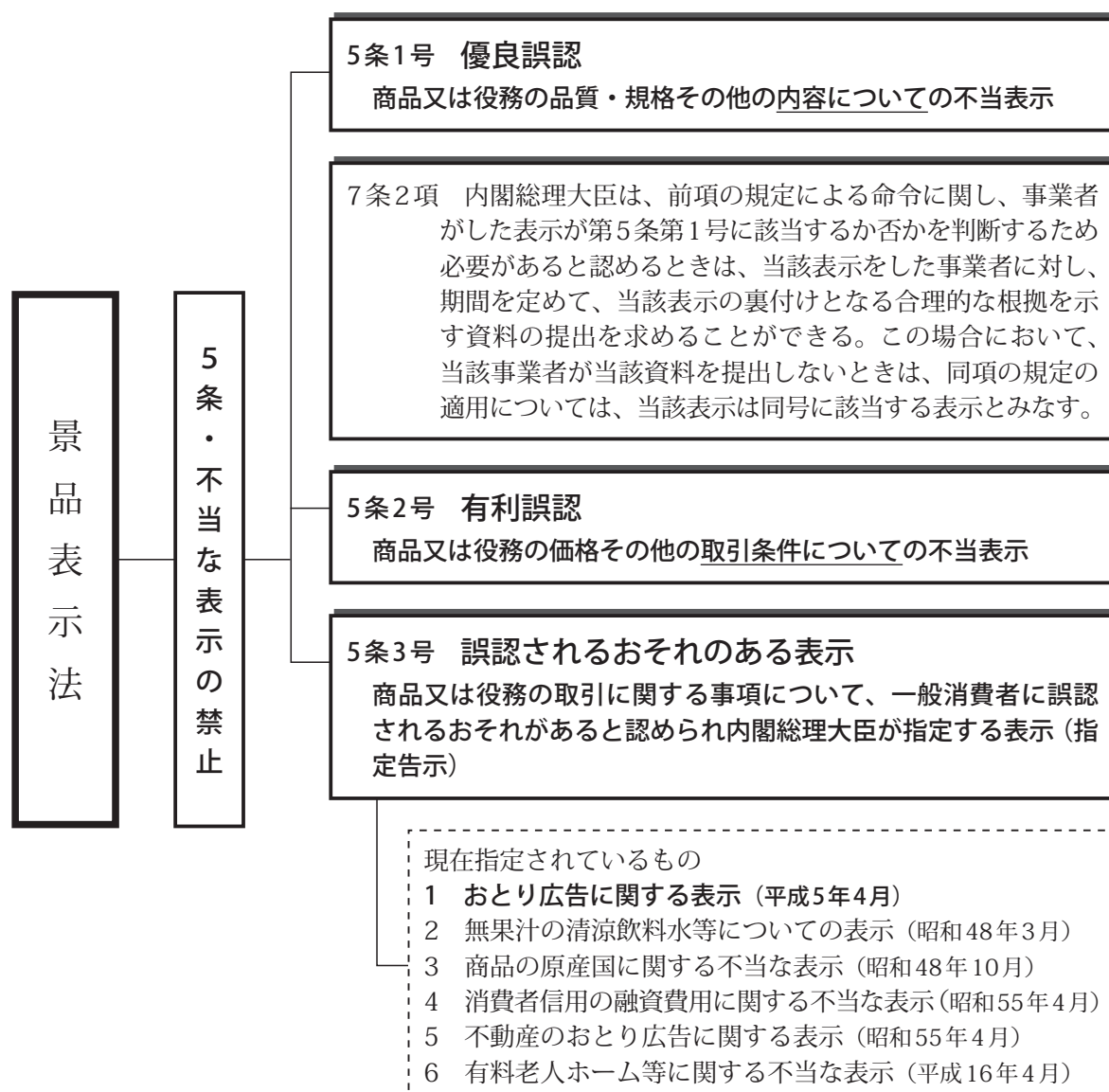
※ 一般消費者に誤認されるおそれのある表示とは、表示と実際のものとの形式的な食い違いだけではなく、世間並みの常識がある一般消費者が、表示から受ける印象・期待感と、実際のものとの間に食い違いが生じる表示を言う。

虚偽表示と不当表示とは異なった概念であり、不当表示の方がより広い範囲のものである。

※ 「一般消費者」とは、事業者との間に情報や知識に差のある、一般レベルの常識を有した消費者が基準であって、万能な消費者を指しているものではない。

※ 「著しく」とは、必ずしも数量的な多寡の問題ではなく、表示の内容が社会一般的に許容される程度を超えて、一般消費者による商品選択に影響を与える場合を指す。その成否の判断は、当該表示を誤認して一般消費者が誘引されるか否かで判断され、その誤認がなければ一般消費者が誘引されることは通常はないであろうと認められる程度に達する誇大表示であれば「著しく」の要件を満たすとされている。

(2) 不当表示の体系（景品表示法と表示規約）



(3) 不当表示の概要

事業者は、募集型企画旅行の説明書面又は募集広告において、次の各号に掲げる表示をしてはならない。〈表示規約第14条、施行規則第36条〉

項番	規約条文
1	旅行者が提供を受ける 観光等のサービスの内容 について、観光施設、立地条件、見学方法、景観、環境等に関し、事実と相違する表示又は実際のものより著しく優良であると一般消費者に誤認されるおそれのある表示
2	旅行者が提供を受ける 運送サービスの内容 について、運送機関の種類、等級、航空機の運航行程や運航形態等に関し、事実と相違する表示又は実際のものより著しく優良であると一般消費者に誤認されるおそれのある表示
3	旅行者が提供を受ける 宿泊サービスの内容 について、宿泊施設の種類、客室の種類や設備、客室からの景観等に関し、事実と相違する表示又は実際のものより著しく優良であると一般消費者に誤認されるおそれのある表示
4	旅行者が提供を受ける 食事サービスの内容 について、食事の内容、回数、食事場所等に関し、事実と相違する表示又は実際のものより著しく優良であると一般消費者に誤認されるおそれのある表示
5	温泉 について、源泉に加水、加温、循環ろ過等を行っている場合に、源泉をそのまま使用していると一般消費者に誤認されるおそれのある表示
6	浴槽内の 温泉の適応症 について、実際には療養泉としての基準値を維持していないにもかかわらず、基準値を維持していると一般消費者に誤認されるおそれのある表示
7	参加条件又は催行条件等 について、事実と相違する表示又は実際のものより著しく有利であると一般消費者に誤認されるおそれのある表示
8	旅行者が支払うべき 旅行代金 について、代金の額、支払方法等について、実際のものより著しく有利であると一般消費者に誤認されるおそれのある表示
9	事実と反して、公的機関その他の団体による「 後援 」又は「 協賛 」の表示をすることにより、あたかもそれらの機関等からの協力、支援が得られるかのように一般消費者に誤認されるおそれがある表示
10	「 推奨 」、「 推奨 」、「 推薦 」等を受けていないのに、受けていると誤認されるおそれのある表示
11	一般消費者に広く適用される価格を 優待価格 と表示することにより、あたかもその価格による提供が特定の者に与えられた優遇であると誤認されるおそれのある表示
12	客観的、具体的事実がないのに、「 特価 」、「 格安 」、「 出血サービス 」等価格が著しく安いという印象を与える用語を用いることにより、不当に顧客を誘引するおそれがある表示
13	旅行者が提供を受ける旅行サービスの 内容、品質、取引条件等の一部分の特色を強調 することにより、あたかも全体が実際のものより著しく優良又は有利であると一般消費者に誤認されるおそれがある表示
14	前各号に掲げるもののほか、 規約第5条から第11条までに規定する事項についての虚偽又は誇大な表示 で、実際のものよりも著しく優良又は有利であると一般消費者に誤認されるおそれがある表示

7. 強調表示と打消し表示 (H21.9.7 事務局長通知 要旨)

強調表示を行うと、一般消費者への誘引力が強くなる。よって、実際のものが表示と相違した場合は責任も大きく問われるので、強調表示を行う場合は慎重に行う必要がある。

(1) 強調表示について (定義)

強調表示とは、一般消費者に訴求するために、断定的又は目立つ表現を使って、品質等の内容や価格等の取引条件を強調した表示をいう。

具体的には、一般消費者に対する訴求力を高めるために運送・宿泊・食事・観光等のサービスの内容や旅行代金などの取引条件に関して

- a. ツアータイトルの中に含めて表示したり
- b. ツアーのポイントなどとして断定的な表示をしたり
- c. 写真、イラストなどを使用して

広告の中で目立つように表示されたものをいう。

(2) 打消し表示について (定義)

打消し表示とは、強調表示したことに例外条件・制約条件・付加的費用があることなど、一般消費者が通常は予想できないことについての表示 (誤認のおそれがある表示) であって、その例外条件・制約条件・付加的費用等のあるなしが、当該商品選択の上で重要な考慮要素となるものをいう。

(3) 強調表示を行う際の原則

強調表示は、商品・サービスの内容や取引条件を正確に表すものでなければならず、本来、打消し表示を行わずに済むような訴求内容でなければならない。

(4) 打消し表示をする場合の留意点

やむを得ず打消し表示が必要となるような強調表示を行う場合には、打消し表示の内容が一般消費者にとって、通常は予期できないことを十分に認識した上で、当該打消し表示を明瞭に行うことにより、強調表示と打消し表示とを合わせた表示物全体で、その内容又は取引条件が一般消費者に正確に理解されるようなものでなければならない。

具体的には、次の点に留意すること。

ア. 打消し表示の配置場所

強調表示に近接した箇所に併記すること。

イ. 打消し表示の文字の大きさ

一般消費者が手に取って見るような表示物の場合には、その表示スペースが小さい場合であっても、**最低でも8ポイント以上**の大きさで表示すること。(25頁参照)

ウ. 強調表示の文字と打消し表示の文字の大きさのバランス

標記バランスを取って表示することが重要である。例えば、強調表示と同一の大きさとする、強調表示と著しく異ならない程度の文字の大きさにすること。

エ. その他（文字間余白・行間余白及び背景の色との対照性）

十分な文字間余白、行間余白をとって表示し、また、背景の色と打消し表示の文字の色とを対照的な色の組合せとすること。〔事例⑭参照〕

事例⑭ 強調表示と打消し表示例



(5) ある程度想定される不確定要素と打消し表示について

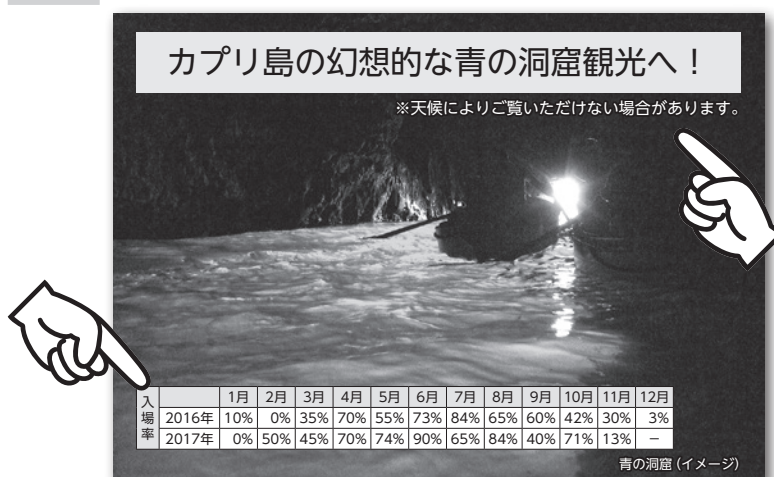
気象、その他の自然現象などによっては当該観光が中止になる場合があるなど不確定要素があるときは、不確定な要素がある観光、イベントなどを含む旅行の募集広告などにおいては、当該観光が中止となる場合があることなどを明瞭に表示する必要がある。

例 朝日や夕日、夜景や星空の鑑賞、花火、屋根無し球場での野球観戦、野外でのコンサート、スキー

さらに、気象、その他の自然現象などによってその実施が左右されるものであっても、事情を知らない一般消費者には予期することが困難と思われるものについては、より明瞭な打消し表示が必要となる。〔事例⑮⑯参照〕

例 流氷見物、青の洞窟、ツアータイトルに含めた野生動物ウォッチング（ホエールウォッチング、サファリでの動物ウォッチングなど）

事例⑮ 青の洞窟



出典 JSG GROUP-NAPOLI

事例⑯ 天空の城 竹田城跡と天橋立 3日間



掲載写真のような雲海は、秋から冬にかけて気象状況によりまれにしか見ることができません。

8. 違反事例集

違反事例 A

長崎空港 発着 口之津～島原～諫早 往復 無料送迎バス 運行!!

全観光・食事付 大満足 台湾

直行チャーター便利用で!!
ホテルはスーパーアクラス以上で!!

99,800円 4日間限定

燃油サーチャージは徴収いたしません!! ※空港諸税は別途かかります

出発日1本限定 2018年 9/21 出発金

うれしい連休利用!!

9/21 金 9/22 土 9/23 祝日 9/24 休月

小籠包(イメージ) 野柳(イメージ) 天燈上げ(イメージ) 九份(イメージ)

台北市内から九份・十分観光まで!! 大満足の4日間!!

利用ホテル

利用ホテル	旅行代金 (お1人様/2名1室利用)	1人部屋追加代金
スーパーアクラス 兄弟大飯店(プラザ)	99,800円	25,500円
デラックスクラス 福華大飯店(ハワードプラザ)	104,800円	27,000円

上記旅行代金に加え、台湾空港税500ニュー台湾ドル(1,860円)を別途ご請求させていただきます。

※子供代金(出発時満2歳以上12歳未満)は、上記大人代金と同額となります。※幼児代金(満2歳未満)は16,000円となります。

違反の内容

- ・ツアータイトルにある台湾全島を観光するものではなく、台北のみの観光となっている。また、「自由散策」として、展望台入場料は「別料金」としている。
- ・「燃油サーチャージは徴収いたしません!!」と表示していたが、実際には旅行代金に含めていた。

違反法条

表示規約

(不当表示の禁止)

第14条 事業者は、募集型企画旅行の説明書面又は募集広告等において、次の各号に掲げる表示をしてはならない。

- (1) 旅行者が提供を受ける観光等のサービスの内容について、観光施設、立地条件、見学方法、景観、環境等に関し、事実と相違する表示又は実際のものより著しく優良であると一般消費者に誤認されるおそれのある表示
- (4) 規約第5条から第11条までに規定する事項についての虚偽又は誇大な表示で、実際のものよりも著しく優良又は有利であると一般消費者に誤認されるおそれがある表示

表示規約

(説明書面の必要表示事項)

第5条 事業者は、募集型企画旅行について説明書面に、次に掲げる事項を施行規則で定めるところにより表示しなければならない。

- (7) 旅行者が旅行者に支払うべき対価(以下「旅行代金」という。)に関する事項

施行規則第6条第1号

ウ 旅行代金に各航空会社が賦課する燃油サーチャージ(以下「燃油サーチャージ」という。)を含める場合は、旅行代金に燃油サーチャージが含まれていることを、各旅行商品に係る最も大きい文字の表示(「最低旅行代金～最高旅行代金」の表示をする場合はその表示)に近接して明瞭に表示すること。

違反事例 B

《羽田空港発着》ANA 往復直行便（羽田⇄ミュンヘン間）利用 決定版!! スイス8日間

アルプス5大名所の絶景列車の旅♪スイス名物料理を含む16回の食事付き！

追加代金にて各地発着あり

1日目	【各地発着プランもございます。各地発着時間・追加代金は上記ポイント欄をご覧ください】 各地発 空路、成田又は羽田空港へ。 着後、乗り継ぎ（羽田空港着の場合は各自リムジンバス〈当社負担〉にて成田空港へ。） ----- 12:30 東京（羽田）発。 空路《ANA 直行便》にてミュンヘンへ。 17:20 ミュンヘン着後、専用バスにてマイエンフェルトへ（約255km、約4時間40分）。 22:10 ホテル着。 ■□■ ハイジの故郷【マイエンフェルト】にご宿泊 ■ 【宿泊地：マイエンフェルト泊】スタンダードクラス
-----	---

約255km、約4時間40分

2日目・3日目・4日目・5日目・6日目 省略

7日目	08:00 ホテル発。 専用車にてノイハウゼンへ（約47km、約1時間）。 《ライン滝観光》（1時間） ヨーロッパ随一の大きさを誇る○《ライン滝》の迫力をお楽しみください。 その後、ザンクトガレンへ（約80km、約1時間30分）。 着後、《ザンクトガレン観光》（1時間）（【世界遺産】◎修道院付属図書館、◎大聖堂（注4）。 その後、ミュンヘン空港へ（約260km、約4時間）。 21:10 ミュンヘン発。空路、《ANA 直行便》にて帰国の途へ。 〈歩く度：1〉 【宿泊地：機中泊】
-----	---

約260km、約4時間

運送サービスに関する表示における「直行便」についての考え方について
（平成29年5月19日付 事務局長通知）

- 海外旅行において、ツアータイトル中に直行便を利用する旨を表示する場合、次の基準による
 - ツアータイトルに表示した目的地（地域、国、都市または観光地等）内の空港を利用する便であること。
 - ツアータイトルに表示した目的地外の空港を利用する便であっても、目的地に最も近い空港等の場合は、「直行便利用」等と表示できるが、この場合、搭乗する区間を「直行便利用」等の表示に近接して表示し、併せて目的地外の空港と当該目的地間の距離、利用運送機関の種類及び所要時間を表示すること。
- 前記における「ツアータイトル」には、募集型企画旅行の名称に近接して表示した事項や、旅行者が当該募集型企画旅行を選択する上で重要な要素として表示した事項を含む

違反の内容	ツアータイトルに「ANA 往復直行便」と表示していたが、実施には、当該航空便はツアータイトルに表示したツアーの目的地内の空港または目的地に最も近い空港を利用する便ではなかった。
違反法条	表示規約 （不当表示の禁止） 第14条 事業者は、募集型企画旅行の説明書面又は募集広告等において、次の各号に掲げる表示をしてはならない。 (2) 旅行者が提供を受ける運送サービスの内容について、運送機関の種類、等級、航空機の運航行程や運航形態等に関し、事実に相違する表示又は実際のものより著しく優良であると一般消費者に誤認されるおそれのある表示

Austrian

オーストリア航空往復直行便利用

(成田→ウィーン線)

乗り継ぎだと約14～16時間のところ、
直行便なら約11時間55分でラク移動!
往路 約11時間55分 復路 約11時間10分

季節限定の特別ポイント

5～7月出発限定!

E657MOS.6日 E519O.8日

5,000本のバラが咲きほころ
ウィーン市民の憩いの場
フォルクス庭園へご案内!!

フォルクス庭園・バーベキュー

世界遺産

E657MOS.6日 E519O.8日

※天候の見通しは自然現象のため例年と前後し、変更いただけない場合がございます。

ハプスブルク王朝の
歴代君主の離宮 イメージ(5月期)
シェンブリュン宮殿

シェンブリュン宮殿・内部

お身体に優しいゆとりポイント

10日間だからできるゆったり都市滞在!

たっぷり滞り時間が長いため9つの入場観光!

ブラハ城

メルク大修道院

ハルシュタット聖壇

ミラベル庭園 シェンブリュン宮殿 ベルベデーレ宮殿 オペラ座

2 ワンランク上のスーパーアクラスホテル(当社基準)に2連泊×2回!

3 ウィーンではハプスブルク家の通った「デューメル」で昼食!優雅なカフェ文化をご堪能

モーツァルトゆかりの地、音楽の都ウィーンでは本場の芸術鑑賞へご案内!

(6/25～8/23出発以外)
ウィーン国立歌劇場
(オペラ座)にて
本場のオペラ又は
バレエをご鑑賞!!

お席のランクアッププランもご用意!!

※詳しくはお問い合わせください。

(6/25～8/23出発限定)

ウィーンの名高いコンサートホールにて行われるモーツァルトコンサートへご案内!!

2018年はクリムト没後100年にあたる年です!!

©Belvedere, Vienna クリムト「接吻」

※オペラ又はバレエ鑑賞は出発日より5日前又は当日午後1時までの鑑賞となります。※本席のランクアップはお問い合わせください。※今年観光旅行中にちょっと本場の雰囲気を味わってみたいという趣向となっております。旅行代金に含まれているお席は、建物の構造上演出により舞台の一部または一部とは異なる状態で見えない場合がございます。※6歳未満のお子様は入場不可となっております。予めご了承ください。※ドレスコードはございません。

7・8月出発(8/28・30除く)は
ウィーンでは無料で
デラックスクラスホテル
にご案内!!

※宿泊ホテルは、同等クラスのホテルに変更となる場合がございます。

両コース共通条件

※左右に記載のスケジュールは、2018年4月現在のものであり航空機・バス等交通機関の都合・天候・現地事情により、旅程・見学箇所・訪問順序・食事内容等が変更になる場合がございます。それに伴い、日程表に記載の現地時刻も変更となる場合がございますので、あらかじめご了承ください。 ※飛行機の乗降については当社に一任ください。 ※パンフレットの裏面に記した「発着時刻」を目安に当社は利用航空機を手配いたします。 ※世界遺産はその一部のみの観光となる場合がございます。 ※ホテルの宿泊情報により、未成年者の事故、および未成年者のみの1室利用はお受けできない場合があります。 ※ホテルおよび空港への送迎サービス(手荷物運搬料)は一切含まれておりません。 ※今回ご宿泊のホテルは、ダブルベッドのお部屋やバス付が無く、シャワールームの場合やお部屋が狭い場合がございます。予めご了承の上、ご参加ください。 ※早朝入場観光、中夜下車観光(両施設へは入場しません)、△=車庫観光、◇=ナイトビギン、◎=オプショナルツアー(別料金)の場合。

プレミアムエコノミークラスののご案内

おひとり様往復 18万円増してのご案内!

(成田→ウィーン間)

ビジネスクラスについてはお問い合わせください

※エコノミーに入籍する全ての外国人(日本国籍含む)の方は、滞在期間を超えて海外旅行保険への加入が必要となっております。保険の費用は以下の通りです。①治療・傷害・死亡の各項目において、それぞれ3万ユーロ相当額以上の保険が支払われる保険会社発行のものが必要です。②クレジットカードの保証を利用されている場合でも、カード会社に保証証券の発行を依頼する。③団体で加入している場合、参加者の名前が明記されているものの公認、※保険の証券は、日本人、ヨーロッパ、アメリカ合衆国にのみ有効となります。④旅行代金に含まれているお席は、建物の構造上演出により舞台の一部または一部とは異なる状態で見えない場合がございます。⑤6歳未満のお子様は入場不可となっております。予めご了承ください。⑥ドレスコードはございません。

コース番号

ネット
予約

検索

本場の芸術鑑賞と
2連泊×4回のゆとりの旅へ
新・美しき中欧周遊 10日間

旅行代金

日程	地名	現地時刻	交通手段	旅程(スケジュール)	朝食	昼食	夕食
1	東京(成田)発 ウィーン着 ブダペスト	16:55-19:30 19:30-22:30	→ ⇒	空路、オーストリア航空直行便にてウィーンへ。 着後、ブダペストへ(約228km、約3時間)。 ホテル着。【ブダペスト泊】	○	○	×
2	ブダペスト	08:30 午後 22:30	⇒ ⇒	ホテル発。「東欧のバリ」とその美しさを堪能された 世界遺産①ブダペスト市内観光(4時間)(○王宮の丘、○マー チャーシュ教会、○漁夫の橋、○ゲレルトの丘、○くさり橋、 ○ハンガリーギョーギョーパルクにてショッピングへご案内(40分)、 自由行動。②③ ドナウ河畔美しい夜景観光 ④の最後はドナウ川貫切ナイトクルーズにご案内(1時間)。 【ブダペスト泊】	○	○	○
3	ブダペスト ブラチスラバ	08:00 19:30	⇒ ⇒	ホテル発。スロバキアの首都ブラチスラバへ(約203km、約3時間)。 ブラチスラバ観光(1時間)(○旧市街、○ブラチスラバ 城)。観光後、ブラハへ(約333km、約4時間30分)。 ホテル着。【ブラハ泊】	○	○	○
4	ブラハ	08:00 午後	⇒ ⇒	ホテル発。世界遺産②ブラハ歴史地区観光(4時間) 【ごだわりポイント】ブラハ城たつぷり入場観光(2時間) ○聖ヴィート教会、16世紀まで歴代の王宮として使われ ていた○旧王宮、○聖イジー教会、○黄金の小路、高兵交 代式(注1)もご覧いただけます! ○カレル橋、○旧市街、○ボヘミアングラスのお店にて ショッピング(40分)。 旧市街で解散後、自由行動。⑤⑥ クトナーホラ観光 【ブラハ泊】	○	○	○
5	ブラハ チェスキークルムロフ	08:00 19:30	⇒ ⇒	ホテル発。チェスキークルムロフへ(約181km、約3時間)。 世界遺産③チェスキークルムロフ歴史地区観光(2時間)(○チェ スキークルムロフ城、○旧市街)。 観光後、ザルツブルグへ(約220km、約3時間50分)。 ホテル着。【ザルツブルグ泊】	○	○	○
6	ザルツブルグ ザルツブルグ ハルシュタット	08:00 19:30 午後	⇒ ⇒ ⇒	ホテル発。世界遺産④ザルツブルグ観光(2時間)(○ミラベル庭 園、○旧市街、○モーツァルトの生家)。 世界遺産⑤ハルシュタットへ(約75km、約1時間30分)。 【ごだわりポイント】ハルシュタット塩坑入場体験! 世界遺産⑥ハルシュタット観光(○ハルシュタット塩坑(2時間30 分)、ケーブルカーで世界遺産展望橋へ上がり絶景をご覧いただ いた後、塩坑の中をトロッコと徒歩で観光)。 その後、ザルツブルグへ(約75km、約1時間30分)。 ホテル着。【ザルツブルグ泊】	○	○	○
7	ザルツブルグ メルク	07:30 19:30	⇒ ⇒	ホテル発。メルクへ(約215km、約3時間)。 【ごだわりポイント】メルク修道院の豪華絢爛な装飾を堪能! マリアントワネットも宿泊したバロックの宝石世界遺産⑦○メ ルク大修道院観光(1時間30分)。 世界遺産⑧ワッツハウ渓谷(ドナウ川)をドライブしながら ウィーンへ(約114km、約2時間15分)。 ホテル着。【ウィーン泊】	○	○	○
8	ウィーン	08:30 午後 22:00-23:00	⇒ ⇒ ⇒	ホテル発。世界遺産⑨シェンブルン宮殿観光(2時間)。 2018年注目○ヘルベレー宮殿で、クリムトの「接吻」をご鑑賞 【ごだわりポイント】ハプスブルク家御用達の「デメル」にてご食 ご食はハプスブルク家御用達の「デメル」でお召し上がりいただけます。 もちろん、有名なチョコレートケーキ「ザッツハルトル」もお楽しみください。 世界遺産⑩ウィーン歴史地区観光(2時間)(○シュテファン寺 院、○ケルトナー通り、○王宮)、○オラ座から徒歩3分のギ ョーギョーパルクでショッピング後(40分)、夕食まで自由行動。 ⑪本場の芸術鑑賞にご案内。⑫ 6/25-8/23発着は外ウィーン国立オペラ座にてオペラ又はバレエ鑑賞(注1)(注3) 6/25-8/23出発はモーツァルトコンサートにご案内(注3)(注4) ホテル着。【ウィーン泊】	○	○	○
9	ウィーン ウィーン	13:40 17:50	⇒ ⇒	出発まで自由行動。 空路へ。 空路、オーストリア航空直行便にて帰国へ。【機中泊】	○	○	○
10	東京(成田)着	07:50-11:50	⇒	通関後、解散。	○	○	○

(注1)現地事情により予告なく中止となる場合がございます。(注2)オペラ又はバレエのいずれかとなり、演目の決定は出発の前日までに通知いたします。最悪日曜日に中止となり、中止の場合は、③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿のいずれかとなり、行先を一部入れ替えてのご案内となる場合がございます。(注3)コンサートホールでのウィーン国立交響楽団、交響楽団はザルツブルグのみとなります。③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿のいずれかとなり、行先を一部入れ替えてのご案内となる場合がございます。(注4)ザルツブルグのチョコレート工場と共同開催となります。

最少催行人数/25名 食事回数/朝食・昼食・夕食(7日間全食) 乗車券/飛行

■最少催行人員/25名 ■食事回数/朝8回・昼7回・夕7回(機内食除く) ■添乗員/同行 ■利用航空会社/オーストリア航空 ■航空機の利
用クラス/エコノミークラス ■利用予定ホテル/【ブダペスト】メルキュールブダペストブダ(一例)【ブラハ】デュオブラハ(一例)【ザルツブル
グ】アレーナシティ(一例)【ウィーン】5.6月・9~10月出発:アリオンシティホテルウィーン(一例)、7月5日~8月23日出発:ルネッサンス(一例)
■利用ホテルクラス(当社基準)/スーパーリアクラス(7月5日~8月23日出発のウィーンはデラックスクラス) ※宿泊ホテルは、同等クラス又
はそれ以上のクラスのホテルに変更となる場合がございます。詳しくは裏表紙の利用ホテル一覧表をご覧ください。

違反の内容	「利用ホテルクラス(当社基準)/スーパーリアクラス……」と表示していたが、実際にはザルツブルグ及びウィーンでの利用ホテルは、7月5日~8月23日のウィーンを除き、両都市における利用ホテルはスタンダードクラスであった。
違反法条	表示規約 (不当表示の禁止) 第14条 事業者は、募集型企画旅行の説明書面又は募集広告等において、次の各号に掲げる表示をしてはならない。 (3) 旅行者が提供を受ける宿泊サービスの内容について、宿泊施設の種類の、客室の種類や設備、客室からの景観等に関し、事実に相違する表示又は実際のものより著しく優良であると一般消費者に誤認されるおそれのある表示

往復直行便

羽田⇄石垣島
東京かららくらく
約2,000km
離れている
石垣島まで

直行便でビュン

石垣島
西表島
仲間川
川平湾
竹富島
由布島
石垣島

飛行時間
ラクラク3時間

絵になる絶景“カビラブルー”が 非日常へと誘う…

デラックス ハ重山4島めぐり

南国離島の
当社は
Aランクホテル
に泊まる！

石垣島 竹富島
西表島 由布島

のんびり
水牛車にゆられて
島時間を満喫！

由布島
「水牛車」の渡し

西表島 乗船料込
「ジャングルクルーズ」

川平湾 グラスポート
日本
百景
「川平湾」グラスポート

昔ながらの沖縄の風情が
至るところに息づく

竹富島
「古民家集落」散策

観光のオプション
プラン一切なし!!

川平湾のグラスポート
由布島の水牛車
仲間川ジャングルクルーズ
の乗船・乗車料込み!!

59,990円

2泊3日
A

うれいなお食事
4回付 (朝食2回・夕食2回)

2名様
1室でも!!

※旅行代金(おひとり様6歳以上・2~4名様1室・基本ホテル・3日間プランの場合)

※1名様1室の場合20,000円増し

※国内線旅客取扱料
580円が別途必要

※出発日(2021)

11月 ①水・②火・③水・④木・⑤金・⑥土・⑦日・⑧月・⑨火・⑩水・⑪木・⑫金・⑬土・⑭日・⑮月・⑯火・⑰水・⑱木・⑲金・⑳土・㉑日・㉒月・㉓火・㉔水・㉕木・㉖金・㉗土・㉘日・㉙月・㉚火・㉛水・㉜木・㉝金・㉞土・㉟日・㊱月・㊲火・㊳水・㊴木・㊵金・㊶土・㊷日・㊸月・㊹火・㊺水・㊻木・㊼金・㊽土・㊾日・㊿月

担当者おすすめのツアーポイント

1. 羽田⇄石垣島 往復直行便利用 でラクラク移動!
2. 石垣島の当社基準 Aランクのデラックスホテルにご宿泊!
3. 初めてでも安心! 観光のオプションプラン (料金を) 一切なし!
4. 離島観光の移動は 全て高速船を利用!
ハ重山4島を3日間で 効率良くたっぷり観光!
5. 郷土色豊かなお食事うれい! 4回付!

「ショーと
焼酎らしきを堪能」

ハ重山を満喫
2日目/夕食

※上記スケジュールは、天候や交通状況等の諸事によって変更となる場合がございます。 ※利用航空便・船
指定及び乗客は承りかねます。 ※ホテルランクは、当社独自の基準において契約のある宿泊施設をランクの
順に[S]・[A]・[B]・[C]に分類しております。 ※食事回数/3日間プラン/朝食2回・夕食2回/4日間プラン/朝
食・夕食2回/現地地産品利用 (朝・昼・夕食2回から3回自由に変更できます。ただし4日間プランのお客
は3日間プランの食事回数とは別料金となります。 ※バスガイド・2日目現地観光バス・ドライバー・船代・船
1人乗入料/各出発日共30名様 ※往復航空利用 ※利用予定バス会社/石垣島イグル観光または沖縄
ア利用バス会社(当社基準) ※1名様から申し込めます (但し、利用便により、一部行程が入れ替わる場合がございます
ご了承ください。 ※県民旅行のバス・観光バスによって欠航した場合はご返金いたします。 [87A52]

石垣島の当社基準Aランクの デラックスホテルにご宿泊!

アートホテル石垣島

ホテル指定プラン

2泊3日
フサキリゾートヴィレッジ

おひとり様5,000円増し

おひとり様2,000円増し

たっぷり満喫! 4日間プラン

3泊4日
フサキリゾートヴィレッジ

おひとり様10,000円増し

おひとり様14,500円増し

A

■旅行代金(おひとり様〈6歳以上〉・2〜4名様1室・基本ホテル・3日間プランの場合)

B

石垣島の当社基準Aランクのデラックスホテルにご宿泊!

1・2泊目 石垣島 **アートホテル石垣島** (例)

当社基準 **A** ランク ホテル

※ご宿泊ホテルが連泊とならない場合がございます。※記載の宿泊施設は同等ランク又はそれ以上のランクの施設に変更となる場合がございます。

たっぷり満喫♪4日間プラン

3泊目 石垣島 **フサキリゾートヴィレッジ** (指定)

当社基準 **A** ランク ホテル

ゆったり30m以上のお部屋

客室一例

おひとり様10,000円増し

※出発日によって設定がない場合がございます。詳しくはお問い合わせください。

ホテル指定プラン

1・2泊目 石垣島 **フサキリゾートヴィレッジ** (指定)

おひとり様5,000円増し | ゆったり2連泊 | 当社基準 **A** ランク ホテル

2日目ホテルにて夕食付 | ゆったり30m以上の客室

※出発日によって設定がない場合がございます。詳しくはお問い合わせください。

お得に3連泊指定プラン

(1・2・3泊目フサキリゾートヴィレッジ) おひとり様14,500円増し

違反の内容	ツアータイトルに3日間及び4日間と表示しているが、3日間の旅行代金だけを表示しており、4日間の旅行代金は表示していない。
違反法条	表示規約 (説明書面の必要表示事項) 第5条 事業者は、募集型企画旅行について説明書面に、次に掲げる事項を施行規則で定めるところにより表示しなければならない。 (7) 旅行者が旅行業者に支払うべき対価（以下「旅行代金」という。）に関する事項 施行規則第6条第1号 イ 対価（以下「旅行代金」という。）は、コースごとに明瞭に表示すること。 表示規約 (不当表示の禁止) 第14条 事業者は、募集型企画旅行の説明書面又は募集広告等において、次の各号に掲げる表示をしてはならない。 (8) 旅行者が支払うべき旅行代金について、代金の額、支払方法等について、実際のものより著しく有利であると一般消費者に誤認されるおそれのある表示

違反事例 E

全観光 全食事付 ヨーロッパ5ヶ国大周遊 8日間 <成田発着プラン>

▼その他プランもごらん下さい

■ご旅行代金
おとなおひとり様(2名様1室利用)

279,000円～329,000円

※燃油サーチャージ 目安 21,000円(4月3日現在)
国内空港施設使用料等及び海外空港諸税が別途必要です。

日程表

日次	スケジュール	食事
1日目	10:20～11:30 成田発着(直行便) 15:20～16:30 ブリュッセルまたはデュッセルドルフ着 ※ご宿泊は【ブリュッセル着】ケルンまたはレヴァークーゼンまたはデュッセルドルフ、メルキュール・ウエスト(ケルン)、イビスケルン(レヴァークーゼン)、ホリディンエクスプレスシティノース(デュッセルドルフ)(いずれもST)または同等グレード以上/【デュッセルドルフ着】フランクフルトまたはリュースハイムまたはバインハイム:ミネルバ(フランクフルト)、ラインホテル(リュースハイム)、NH・バインハイム(バインハイム)(いずれもST)または同等グレード以上となります。 A 宿泊地:ブリュッセル着:ケルンまたはレヴァークーゼンまたはデュッセルドルフ、デュッセルドルフ:フランクフルトまたはリュースハイムまたはバインハイム泊	朝食 - 昼食 機内 夕食 機内
2日目	午前: ①ハイデルベルクへ ハイデルベルク観光 (②ハイデルベルク城、③マルクト広場、④カール・テオドル横) 午後: ロートンブルク観光 (⑤マルクト広場、⑥市庁舎、⑦聖ヤコブ教会、⑧プレーンライン) B 宿泊地:フッセンまたはシュバンガウ泊	朝食 ホテルにて 昼食 ロールキャベツ 夕食 ホテルにて
3日目	午前: ①ヴィースへ ●[世界遺産]ヴィースの巡礼教会観光(注2) 白亜の名城●ノイシュバンシュタイン城観光 午後: ②リヒテンシュタインのフアドゥーツ散策後、チューリッヒへ 宿泊地:チューリッヒ泊	朝食 ホテルにて 昼食 魚料理 夕食 ゲシュネッツェルテス
4日目	午前: マッターホルン観光 スナガ展望台へご案内!! 午後: ③ジュネーブへ C 宿泊地:ジュネーブまたはゲヤールまたはフォルネイボルティユ泊	朝食 ホテルにて 昼食 ソーセージ料理 夕食 レストランにて
5日目	午前: ④TGV(2等車)にてパリへ(注1) 午後: パリ観光 (●ルーブル美術館(注3)、○エッフェル塔、○凱旋門、○コンコルド広場、○ノートルダム寺院、○[世界遺産]セヌ河岸) 【モンサンミッシェルのライトアップが見えるポイントまで徒歩約10分以内のホテルをご用意!】 宿泊地:モンサンミッシェル泊	朝食 ホテルにて 昼食 お弁当 夕食 オムレツ
6日目	午前:[世界遺産]モンサンミッシェル大聖堂 (●修道院、⑤グランド・リュ通り) 午後: シャルトル市内観光 (●[世界遺産]シャルトル大聖堂) D 宿泊地:パリまたはクレティユまたはロワシー泊	朝食 ホテルにて 昼食 テリーヌ・ド・カンパーニュ 夕食 ホテルにて
7日目	午前:ブリュッセル観光 (●[世界遺産]グラン・プラス、⑥小便小僧、⑦王宮) 午後: ⑧空港へ 19:30～21:40 ブリュッセルまたはデュッセルドルフ発着(直行便) 機中泊	朝食 ホテルにて 昼食 デザートにワッフル 夕食 機内
8日目	14:00～16:10 成田着	朝食 機内 昼食 機内 夕食 -

宿泊地表示における「特有の事情」の考え方の変更について

(平成27年1月15日付 事務局長通知)

「特有の事情」とは、以下のような場合で、一般消費者に明確に説明できる事情をいいます。

- ① 当該都市又は当該都市を含む観光地若しくは地域でオリンピックや大型の博覧会、スポーツ大会、コンベンション・見本市、祭り、花火大会等の大きなイベントが開催される場合
- ② 当該都市又は当該都市を含む観光地若しくは地域が世界遺産に登録されている都市等で、中心市街地の開発が制限されている場合
- ③ その他、①、②②準ずる理由により、当該都市の宿泊施設を確保することが著しく困難である場合であって、かつ、代替都市が、利用する空港に近接している等、旅行日程上の利便性を高める都市である場合。

A 宿泊地:ブリュッセル着:ケルンまたはレヴァークーゼンまたはデュッセルドルフ、デュッセルドルフ:フランクフルトまたは
リュートデスハイムまたはバインハイム泊

B 宿泊地:フュッセンまたはシュバンガウ泊

C 宿泊地:ジュネーブまたはゲヤールまたはフォルネイボルティユ泊

D 宿泊地:パリまたはクレティユまたはロワシー泊



違反の内容	「全観光・食事付」と表示しているが、実際には、各訪問地における全ての観光を体験する又は、全ての観光箇所の訪問を意味するものではなかった。 - 宿泊地について、都市又は観光地等の具体的地名を表示していない。
違反法条	表示規約 (説明書面の必要表示事項等) 第5条 (5) 旅行の目的地及び出発日その他の日程に関する事項 施行規則第4条 (5) 宿泊地 日程中の全ての宿泊地名を表示すること。ただし、機中泊、車中泊、船中泊等となる場合は、その旨を表示すること。 運用基準 2(8) 宿泊地は、都市又は観光地等の具体的地名を表示する。ただし、当該都市に特有の事情で宿泊サービスの手配が困難となる可能性がある場合に限り「A市又はB市」のように複数列記することでもさしつかえないが、「A市又は近郊の都市」といった表示はできない。なお、都市相互間の距離、利用運送機関の種類と所要時間を表示すること。 「例」 「宿泊地:フランクフルト又は〇〇市(フランクフルトから××Km、貸切バスにて△△分) 「宿泊地:グリンデルワルド又はインターラーケン(グリンデルワルドから××Km、貸切バスにて△△分)、ビルダース(グリンデルワルドから××Km、貸切バスにて△△分) 表示規約 (不当表示の禁止) 第14条 事業者は、募集型企画旅行の説明書面又は募集広告等において、次の各号に掲げる表示をしてはならない。 (1) 旅行者が提供を受ける観光等のサービスの内容について、観光施設、立地条件、見学方法、景観、環境等に関し、事実に相違する表示又は実際のものより著しく優良であると一般消費者に誤認されるおそれのある表示 (14) 前各号に掲げるもののほか、規約第5条から第11条までに規定する事項についての虚偽又は誇大な表示で、実際のものよりも著しく優良又は有利であると一般消費者に誤認されるおそれがある表示

緊急企画!! 春休み出発限定
大人気コース! 全日の出発日が催行確定!!
入館料込みで ご案内!! 沖縄美ら海水族館に たっぷり滞在 3時間!!
バーゲン沖縄3日間
39,990円
なんと!! 驚きの価格!!
2名様 1室でも!!
春休み 出発限定!!
沖縄美ら海水族館 1,850円相当の入館料込み!!
コース番号 - 媒体番号
ネット受付中!! (検索)
※1名様1室の場合12,000円増し(相部屋不可)。
※国内線旅客取扱施設利用料(往復:580円)が別途必要となります。
コース番号 **担当者オススメ!!** **出発日(2018年) ※○印は催行確定日**
3月 16(金)・18(日)・19(月)・20(火)・21(水)・22(木)・25(日)・26(月)・27(火)・28(水)・29(木)・31(土)
4月 1(日)・2(月)・3(火)・4(水)・5(木)・6(金)・7(土)・8(日)
復路 羽田空港(15:50~16:50着)
おひとり様1,980円増しのんびり満喫!!
大人気コース! 全出発日 催行確定!!

違反の内容	「緊急企画 春休み出発限定 大人気コース 全日の出発日が催行確定!! 入館料込みでご案内!! 沖縄美ら海水族館にたっぷり滞在3時間!! バーゲン沖縄3日間」「なんと!! 驚きの価格!! 39,990円」とし、「バーゲン沖縄3日間」を強調し既存商品の値引きや値下げを行ったかのような表示を行っているが、「値引き」や「値下げ」、または「お得」と認められる客観的、具体的な根拠がなかった。
違反法条	表示規約 (不当表示の禁止) 第14条 事業者は、募集型企画旅行の説明書面又は募集広告等において、次の各号に掲げる表示をしてはならない。 (2) 客観的、具体的事実がないのに、「特価」、「格安」、「出血サービス」等価格が安いという印象を与える用語を用いることにより、不当に顧客を誘引するおそれがある表示

出発日・旅行代金表カレンダー						
◀2月 2018年03月 4月▶						
日	月	火	水	木	金	土
バニラエア直行便で行く！ セブ島フリープラン3日間				1 ★	2 ★	3 ★
				48,300円 (48,300円)	48,800円 (48,800円)	51,300円 (51,300円)
4 ★	5 ★	6 ★	7 ★	8 ★	9 ★	10 ★
49,800円 (49,800円)	46,800円 (46,800円)	46,800円 (46,800円)	46,800円 (46,800円)	48,300円 (48,300円)	48,800円 (48,800円)	51,300円 (51,300円)
11 ★	12 ★	13 ★	14 ★	15 ★	16 ★	17 ★
49,800円 (49,800円)	46,800円 (46,800円)	46,800円 (46,800円)	46,800円 (46,800円)	48,300円 (48,300円)	48,800円 (48,800円)	51,300円 (51,300円)
18 ★	19 ★	20 ★	21 ★	22 ★	23 ★	24 ★
49,800円 (49,800円)	46,800円 (46,800円)	48,800円 (48,800円)	47,800円 (47,800円)	48,300円 (48,300円)	29,800円 (29,800円)	31,800円 (31,800円)
25 ★	26 ★	27 ★	28 ★	29 ★	30	31
10,000円 (10,000円)	10,000円 (10,000円)	10,000円 (10,000円)	10,000円 (10,000円)	10,000円 (10,000円)		

「★」マークの出発日はリクエスト受付となります。



違反の内容	自社のホームページにおいて、3月25日～29日出発のツアーに関して、「出発日・旅行代金カレンダー」に旅行代金10,000円と表示していたが、当該旅行代金では当該ツアーを実施することができないものであった。
違反法条	表示規約 (おとり広告の禁止) 第13条 事業者は、募集型企画旅行の説明書面又は募集広告において、次の各号に掲げる表示をしてはならない。 (1) 旅行契約の申出に係る旅行が実際には実施することができないもの又は実施の対象となり得ないものである場合のその旅行についての表示

ツアー詳細

コース番号：
ブランド： 設定期間：2018/5/23～2018/10/31

エアカナダ利用！ロッキー観光付！ふたつのフェア
モント **(眺望指定)** 泊 バンフスプリングス&シャ
トーレイクルイーズ！カナディアンロッキー6日間

309,000～596,000円
+国内空港施設使用料・国内空港旅客保安サービス料が別途必要となります

(当該ホテルの写真)

フェアモント・バンフ スプリングス

(当該ホテルの写真) (当該ホテルの写真)

フェアモント レイクル イーズ レイクルイーズ カナディ アンロッキー カナダ

おすすめポイント

- ★★往復エアカナダを利用！
- ★★フェアモントホテル宿泊！バンフは【谷側のお部屋】、レイクルイーズは【湖側のお部屋】をご用意！
- ★★現地空港～ホテル間は往復送迎！

2018年06月

日	月	火	水	木	金	土
					1 *	2 *
					346,000円 (346,000円)	353,000円 (353,000円)
3 *	4 *	5 *	6 *	7 *	8 *	9 *
353,000円 (353,000円)	353,000円 (353,000円)	353,000円 (353,000円)	346,000円 (346,000円)	346,000円 (346,000円)	346,000円 (346,000円)	353,000円 (353,000円)
10 *	11 *	12 *	13 *	14 *	15 *	16 *
353,000円 (353,000円)	353,000円 (353,000円)	353,000円 (353,000円)	346,000円 (346,000円)	346,000円 (346,000円)	346,000円 (346,000円)	353,000円 (353,000円)
17 *	18 *	19 *	20 *	21 *	22 *	23 *
353,000円 (353,000円)	353,000円 (353,000円)	353,000円 (353,000円)	346,000円 (346,000円)	346,000円 (346,000円)	346,000円 (346,000円)	353,000円 (353,000円)
24 *	25 *	26 *	27 *	28 *	29 *	30 *
353,000円 (353,000円)	353,000円 (353,000円)	353,000円 (353,000円)	346,000円 (346,000円)	346,000円 (346,000円)	346,000円 (346,000円)	353,000円 (353,000円)

※この料金は2018年2月05日時点に算出された旅行代金です。

「★」マークの出発日はリクエスト受付となります。※リクエスト受付とは>>

違反の内容	ツアータイトルに「眺望指定」、おすすめポイントに客室からの眺望について強調表示をしているにもかかわらず、当該客室は用意することができないものであり、宿泊サービスについて実際には実施することができない旅行についての表示であった。
違反法条	表示規約 (おとり広告の禁止) 第13条 事業者は、募集型企画旅行の説明書面又は募集広告において、次の各号に掲げる表示をしてはならない。 (1) 旅行契約の申出に係る旅行が実際には実施することができないもの又は実施の対象となり得ないものである場合のその旅行についての表示

景品規約の部 目 次

1. 景品規約の構成	67
2. 景品類を考えるためのフローチャート	68
3. 景品規制の内容	70
(1) 景品類とは	70
ア 規約における定義	70
イ 景品類となる主要3要件	71
(2) 景品規制に共通するキーワード	72
ア 提供する景品類の価額	72
イ 取引価額の考え方	74
(3) 規制内容	75
ア 一般懸賞・共同懸賞	75
(ア) 一般懸賞とは	75
(イ) 一般懸賞の規制について	76
一般懸賞の規制内容 A	76
共同懸賞の規制内容 B	77
イ 総付景品 C	78
(4) 景品類に当たらない経済上の利益	80
ア 値引き	80
イ 付属物	81
ウ オープン懸賞 D	83
エ 紹介者、アンケートの謝礼等	84

1. 景品規約の構成（景品規約は、規約・施行規則・運用基準で構成されている。）

[景品規約とは]

景品規約（旅行業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約）は、**旅行業者が主体となって自社の顧客に対して行う景品類の提供**を規制するルールで、過大な景品類の提供を禁止しています。

[規約の内容]

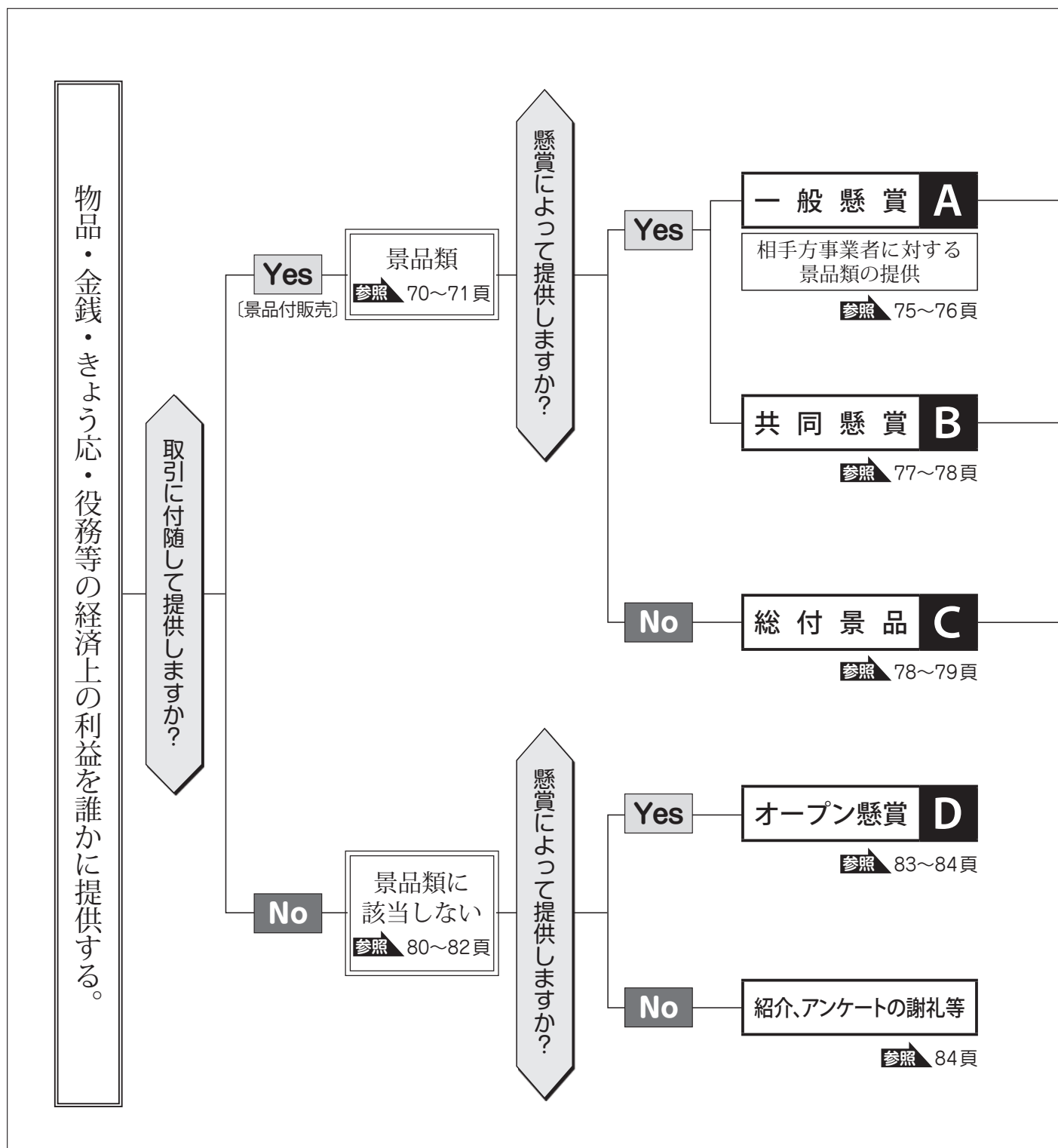
1条	目 的	設定の趣旨（ 不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的選択及び事業者間の公正な競争の確保 ）
2条	定 義	使用される用語の定義（旅行業等、事業者、景品類） ・ 値引きとなる経済上の利益（施行規則第1条） ・ 旅行の取引に付随する経済上の利益（施行規則第2条） ・ 景品類の提供とみなす場合（施行規則第3条）
3条	一般消費者に対する景品類の提供の制限	・ 懸賞により提供する場合：懸賞の定義（施行規則第4条、運用基準6） 一般懸賞・共同懸賞 ・ 懸賞によらないで提供する場合：総付景品 ・ 景品類の価額の算定等（施行規則第5条、運用基準10） ・ 旅行の発表会等における景品類の提供の制限（施行規則第6条、運用基準11）
4条	相手方事業者に対する景品類の提供の制限	懸賞により提供する場合のみ制限
5条	公正取引協議会	公正取引協議会の設置・構成・事業
6条	違反に対する調査	違反行為に対する調査の手続
7条	違反に対する措置	違反行為に対する措置の内容
8条	違反に対する決定	措置を決定する場合の手続
9条	規則の制定	施行規則・運用基準を定めることができる旨及びその手続

2. 景品類を考えるためのフローチャート

フローチャートの見方

◆ チェックポイント

- ① 取引に付随して経済上の利益を提供するかどうか。
- ② 懸賞によって経済上の利益を提供するかどうか。



- ◆ まず「取引に付随しているかどうか」で景品付販売に当たるかどうかを区分けします。
さらに「懸賞によって提供するかどうか」等を通して **A** から **C** の3タイプに分かれます。

A ～ **C** のタイプそれぞれに最高額や総額の規制があります。

景品付販売に該当する場合、規制の範囲内であれば景品類の提供は可能です。

景品類	取引価額	最高額	総額
○	○	○	○

懸賞に係る取引価額	景品類の限度額	
	① 最高額	② 総額
5,000円未満	取引価額の20倍	懸賞に係る取引予定総額の2% (100分の2) 以内
5,000円以上	10万円	

*①、②両方の限度内でなければならない。

*購入を条件とせず、店舗への入店を条件とする場合は、当該店舗における「最も安い旅行代金」を取引価額とする。

○	△	○	○
---	---	---	---

景品類の限度額	
① 最高額	② 総額
懸賞に係る取引価額にかかわらず 30万円	懸賞に係る取引予定総額の3% (100分の3) 以内

*①、②両方の限度内でなければならない。

○	○	○	△
---	---	---	---

取引価額	景品類の限度額（最高額）
1,000円未満	200円
1,000円以上	取引価額の20%（10分の2）

*総額については、制限なし。ただし、正常な商習慣に照らして適当な範囲。

(注) 景品類に該当した場合、直ちにその販売方法を取りやめなければならないという訳ではない。
上記 **A** ～ **C** の規制の範囲内で実施すれば問題ない。

3. 景品規制の内容

(1) 景品類とは



ア 規約における定義（規約第2条第3項）

景品類とは、（ア）顧客を誘引するための手段として、方法のいかんを問わず、事業者が、自己の供給する旅行業務に関する（イ）取引（旅行の取引）に附随して相手方に提供する物品、金銭その他の（ウ）経済上の利益であって、次に掲げるもの（下図網かけ部分参照）をいう。ただし、正常な商慣習に照らして値引き又はアフターサービスと認められる経済上の利益及び正常な商慣習に照らして当該取引に附属すると認められる経済上の利益は、含まない。

イ 景品類となる主要3要件

(ア)「顧客を誘引するための手段として」とは……

- 景品類提供者の主観的意図やその企画の名目とは関係ない。
- 景品類を提供することが客観的に顧客誘引のための手段になっている。
- 新たな顧客の誘引に限らず、取引の継続又は取引量の増大を誘引するための手段になっている。

(イ)「取引に附随して提供する」とは……

a 取引に附随する場合の例

- ① 旅行商品の購入を条件とする場合
- ② 旅行の見積もり依頼者を対象とする場合
- ③ 店舗への入店者を対象とする場合
- ④ 店舗内にクイズの応募用紙、応募箱を置く場合
- ⑤ 取引をすれば解答が分かるような場合
- ⑥ 当選者の発表を店舗のみで行う場合
- ⑦ 旅行商品発表会・説明会への来場者を対象とする場合

b 取引に附随しない場合の例

- ① 電話、郵便又はWebサイトでパンフレット等の資料を請求する者を対象とする場合
- ② 無料サイトのホームページ上で行われるキャンペーン及び無料のメルマガ会員やFacebook上で行われるキャンペーン（ただし、取引を条件としたり、有料の会員登録、取引をすれば解答が分かるようなものを除く。）
- ③ 私製はがきではあるが、これをキャンペーンの告知チラシの一部として新聞に折り込む方法
- ④ 高度の知識や技能を必要とする論文、小説、図案などの精神的労作であって、一般消費者が容易に応募できないようなものを募集する場合（例：懸賞論文）

(ウ)「経済上の利益」とは……

- 提供を受ける者の側から見て、通常、経済的対価（金銭）を支払って取得するもの全て
- 旅行会社が関係機関などから無償で入手したものや市販されていない物品等も含む
- 無償での客室や航空機の座席のグレードアップ

(2) 景品規制に共通するキーワード

ア 提供する景品類の価額

(ア) 基本的な考え方

提供する景品類の価額については、景品類が物品等である場合の価額は、景品類提供者が入手した価額ではなく、景品類の提供を受ける者がその物品等を通常購入することができる金額（消費税込みの市価）である。市販されていないものは、類似品の市価等を勘案して決める。

外国産品は、日本における市価が景品類の価額となる。

〈具体例〉

① 宝くじを景品類として提供する場合：

宝くじの購入価額（1枚200円・300円等）であって、当選金額ではない。

② 航空券を景品類として提供する場合：

航空会社名及び航空券についての制限事項（発券期限、搭乗可能日、その他の制限条件）を明示した場合、当該航空券の価格を景品類の価額とする。

なお、航空会社名及び制限事項を明示しない場合は、一般消費者が実際に購入可能な航空券のうち最も高額なものを景品類の価額とする。

燃油サーチャージを景品類の価額に含めない場合は、燃油サーチャージが当選者の負担となることを明瞭に表示すること。当該表示がなされていない場合は、燃油サーチャージを含んだ額を景品類の価額とする。

〔表示例-1〕

キャンペーン期間中に5,000円以上のツアーをお申込みの方の中から抽選で5組10名様に《東京⇄札幌》往復航空券をプレゼント！

※航空券は〇〇航空の「△△割引」航空券となります。ご利用に当たっては下記の制限があります。

利用航空会社及び利用便：航空会社及び航空便は〇〇航空〇〇のみとなります

利用期限：20〇〇年〇〇月〇〇日

その他：① ご予約後のご搭乗日の変更はできません。

② 座席をあらかじめ指定する場合の別途料金をご本人の負担となります。

③ 航空会社到手荷物を委託する場合の別途料金をご本人の負担となります。

④ 遅延、欠航時の宿泊の手配及び他便への振替えはご自身で行ってください。

〔表示例-2〕 燃油サーチャージを当選者が負担する場合

キャンペーン期間中に5,000円以上のツアーをお申込みの方の中から抽選で5組10名様に《東京⇄ソウル》往復航空券をプレゼント！

※航空券は◆◆航空の「□□割引」航空券となります。ご利用に当たっては下記の制限があります。なお、燃油サーチャージ××円は、ご当選者のご負担となります。

利用航空会社及び利用便：航空会社及び航空便は〇〇航空〇〇のみとなります

利用期限：20〇〇年〇〇月〇〇日

そ の 他：① ご予約後のご搭乗日の変更はできません。

② 座席をあらかじめ指定する場合の別途料金はご本人の負担となります。

③ 航空会社に手荷物を委託する場合の別途料金はご本人の負担となります。

④ 遅延、欠航時の宿泊の手配及び他便への振替えはご自身で行ってください。

(イ) 同一の取引において2以上の景品類が提供される場合の景品類の価額の考え方

- ① 一つの旅行において同一の提供方法（一般懸賞と一般懸賞、総付景品と総付景品）で2以上の景品類を提供する場合は、合算した価額
- ② 一つの旅行において異なる提供方法（一般懸賞と総付景品）で2以上の景品類を提供する場合は、合算しないで、それぞれの価額
- ③ 他の事業者と共同して景品類を提供する場合は、企画が別々であっても、それぞれの事業者が提供したすべてを合算したものが景品類の価額

(注) 宿泊機関、運送機関、観光協会等が景品類の提供を行っている企画を募集広告等に掲載する場合は、募集広告ときちんと区分けして情報提供の形にしておかないと、旅行会社が景品類を提供していると見られる場合がある。〔事例①参照〕

事例① 募集広告の中で、企画・実施会社以外が行う景品企画等を情報提供



イ 取引価額の考え方

景品付き販売の対象となる商品の取引価額の考え方は次のとおりである。

- ① 商品の購入者を対象とし、購入額に応じて景品類を提供する場合は、当該購入額とする。
- ② 価額の異なる複数の商品の購入者を対象とする場合は、そのうちの最も安い価額とする。
- ③ 購入を条件とせずに、店舗への入店者に対して景品類を提供する場合は、原則として100円とする。ただし、旅行業者の店舗のように、当該店舗において通常行われる取引のうち最低のものが100円を超えると認められるときは、当該最低のもの『最も安い旅行代金（乗車券類の代売は除く。）』とすることができる。
- ④ 旅行商品発表会・説明会の来場者を景品類提供の対象とする場合の「取引価額」は、当該発表会等で発表又は説明される旅行商品のうち最も安い旅行代金の額とする。
- ⑤ カード入会者を対象とする場合は、①入会金、②初年度の年会費、③1年間における利用額全体のうち通常考えられる最低の利用額の3つを合算した金額とする。
- ⑥ 事業者に対して提供する場合の取引価額は、例えば企画旅行の企画・実施会社が受託販売会社に景品類を提供する場合の取引価額は、委託業務手数料であって、代理販売した旅行代金の額ではない。
- ⑦ 「教養セミナー」「文化講座」等の文化的行事を目的とする会で、来場者に物品等を提供する場合は次による。

入場料	パンフ配布や旅行説明	物品等は景品類か	取引価額
有料	する	○	入場料の額＋旅行代金 (複数の場合は一番安い代金)
	しない	○	入場料の額
無料	する	○	旅行代金 (複数の場合は一番安い代金)
	しない	×	—

(3) 規制内容

景品類の提供については、以下のような規制内容になっている。

ア 一般懸賞 **A** ・ 共同懸賞 **B**

(ア) 懸賞とは



① くじなど偶然性を利用して当選者を決める

〈例〉

- ・ 旅行にお申込の方から抽選で……
- ・ ご来店の方（説明会に参加の方）から抽選で……
- ・ 抽選券・抽選器を使う方法
- ・ レシート等を抽選券とする方法
- ・ くじやじゃんけんによる方法

② 特定の行為の優劣や正誤によって当選者を決める方法

〈例〉

- ・ ゴルフツアー参加者のコンペの優勝者に……
- ・ 流行語大賞やJリーグの優勝チームなど、応募の際、一般に明らかでない事項について予想を募集し、その解答や正誤によって定める方法
- ・ キャッチフレーズ、写真などを募集し、その優劣によって定める方法
- ・ ○○コンテストのような競技や演技の優劣によって定める方法

ただし、セールスコンテスト等、相手方事業者との取引高その他取引の状況に関する優劣によって定める方法は、懸賞に含まない。

③ 2以上の種類の文字、絵、符号等を表示した符票（カード等）のうち、異なる種類の付票の特定の組合せを提示させる「カード合わせ」の方法を用いた懸賞は、提供する景品類の価額のいかんを問わず禁止されている。

(イ) 一般懸賞とは

① 最高額の制限について

景品類の最高額は、懸賞に1回参加して得られる金額である。従って「ペアに○○旅行が当たる」というような場合、景品類の最高額は、2人分の旅行代金となる。

同一の企画において複数の景品類提供を行う場合の考え方については、73頁(イ)参照。

② 総額の制限について

「1等○○、2等△△、3等□□、残念賞残り全員◎◎」といった場合、残念賞も含め全部の景品類の価額を景品類総額に合算する。

③ 取引予定総額について

取引予定総額とは、懸賞によって販売しようとする旅行の総販売予定額である。具体的には、過去の同種の旅行の集客率や販売実績等を勘案して妥当な金額を算定すること。

妥当な金額であれば、もし仮に見込み違いで実際の販売実績が総販売予定額を下回っても問題とならない。

一般懸賞の規制内容 **A**

懸賞に係る取引価額	景品類の限度額	
	① 最高額	② 総額
5,000円未満	取引価額の20倍	懸賞に係る取引予定総額の2% (100分の2) 以内
5,000円以上	10万円	

※①、②両方の限度内でなければならない。

事例②

ハワイ旅行キャンペーン

キャンペーン期間
20〇〇年〇月〇日
～〇月〇日

旅公協トラベルのハワイ旅行にご参加の方の中から
抽選で素敵なプレゼントを差し上げます。

A賞 5名様

当社旅行券 **5万円分** プレゼント

B賞 10名様

当社グループホテルで利用できる
ギフト券 **5千円分** プレゼント

残念賞 旅公協トラベル オリジナルボールペン

1. 取引価額 (対象となる旅行代金) 特定しない場合はハワイ旅行のうち最も安い金額

2. 景品価額 (提供する景品毎の金額) 仕入価格ではなく市価

3. 景品総額 (提供する景品毎の総額) 当選本数+残念賞

4. 取引総額 (キャンペーンにおける売上予定額) 過去の実績や見込額に基づいて設定

(ウ) 共同懸賞とは

- ① 一定の種類の事業を行う事業者の主催でくじなど偶然性を利用して当選者を決める方法

〈例〉

- ・ 旅行にお申込の方から抽選で……
- ・ ご来店の方（説明会に参加の方）から抽選で……
- ・ 抽選券・抽選器を使う方法
- ・ レシート等を抽選券とする方法
- ・ くじやじゃんけんによる方法



- ② 共同懸賞として認められるもの

- ・ 一定の地域における小売業者又はサービス業者の相当多数が共同して行う場合
- ・ 一の商店街に属する小売業者又はサービス業者の相当多数が共同して行う場合
ただし、中元、年末等の時期において、年3回を限度とし、かつ、年間通算して70日の期間内で行う場合に限る。
- ・ 一定の地域において、一定の種類の事業を行う事業者の相当多数が共同して行う場合

【一定の地域】 事業者の店舗の所在する特別区、市町村が単位となる。なお、一つの市町村の区域よりも狭い地域の小売業者又はサービス業者の相当多数が共同して行う場合には、その業種及びその地域における競争の状況等を見て判断する。

【相当多数】 その地域における過半数であり、かつ、通常共同懸賞に参加する者の大部分

【商店街】 事業者の店舗が30店以上近接しているもの。駅ビル等一つのビル内の店舗等も30店以上近接していれば可。

【一定の種類】 日本標準産業分類の細分類として掲げられている種類の事業（例えば、7511旅館・ホテル、7911旅行業（旅行業者代理業を除く。）等）

- ③ 共同懸賞として認められないもの

- ・ 共同懸賞への参加資格を売上高等によって限定したり、又は特定の事業者団体の加入者や特定の事業者の取引先に限定する場合
- ・ 共同懸賞の実施に要する経費の負担、宣伝の方法、抽選券の配分等について、一部の者に不利な取扱いを行い、実質的に共同懸賞に参加できないようにする場合

共同懸賞の規制内容 **B**

景 品 類 の 限 度 額	
① 最 高 額	② 総 額
懸賞に係る取引価額にかかわらず 30万円	懸賞に係る取引予定総額の 3% (100分の3) 以内

※①、②両方の限度内でなければならない。

イ 総付景品 **C** [事例③参照]

総付景品は、懸賞によらないで一般消費者に対して提供する景品類の限度額を規制している。



(ア)「懸賞によらないで」とは

- ① 「〇〇旅行に参加したら、△△を差しあげます。」など、旅行代金に応じて、あるいは旅行代金の多寡を問わないで、**もれなく提供すること。**
- ② 来店者に対して旅行商品等の購入を条件とせず、**もれなく提供すること。**
- ③ 旅行申込や来店の**先着順**に〇〇名に提供すること。ただし、**先着順**であっても、「申込の先着順に旅行代金を〇〇円値引く」とした場合は、値引き額は景品類とならないので、総付景品の規制は受けない。

総付景品の規制内容 **C**

取 引 価 額	景品類の限度額 (最高額)
1,000円未満	200円
1,000円以上	取引価額の20% (10分の2)

※総額については、制限なし。ただし、正常な商習慣に照らして適当な範囲。

ハワイ旅行キャンペーン

キャンペーン期間
 20○年○月○日
 ~○月○日

旅公協トラベルのハワイ旅行4泊6日にご参加の方に、もれなく



当社オリジナルギフト

を、プレゼントいたします。

1. 取引価額（対象となる旅行代金） 特定しない場合はハワイ旅行のうち最も安い金額

2. 景品価額（提供する景品の金額） 仕入価格ではなく市価

(ウ) 総付景品から適用除外される場合

次のa～dに掲げる経済上の利益は、その内容から見て景品類に該当するものを含んでいるが、**正常な商慣習に照らして適当と認められるもの**については、これらが仮に景品類に該当する場合であっても総付景品についての上記規制を適用しないこととされている。

- a 商品の販売・使用等のため必要な物品又はサービス
(ショッピングバッグ、めがねのレンズ拭きなど)
- b 見本その他宣伝用の物品又はサービス
(食品や日用品の小型の見本・試供品、食品売場の試食品、化粧品売場におけるメイクアップサービス、スポーツスクールの一日無料体験など)
- c 自己の取引において用いられる割引券又は自己の取引と他の事業者の取引で**同額の割引**を約する自他共通割引券
- d 開店披露、創業記念等の行事に際して提供する物品又はサービス
(粗品、記念品など)

(4) 景品類に当たらない経済上の利益

ア 値引き

正常な商慣習に照らして値引きと認められる経済上の利益は、景品類に該当しない。

(ア) 値引きと認められる経済上の利益の例

a **取引通念上妥当と認められる範囲**で、取引の相手方に対し、旅行代金の額を減額すること（複数回の取引を条件として減額する場合を含む。）。

- ① 自社の旅行代金などの割引（先着順の場合も含む）
- ② ○○円お買上げごとに、次回○○円割引
- ③ ○回ご利用していただいたら、次回○○円割引
- ④ 当日又は次回の購入時に自社の旅行商品等の購入にのみ使用できるポイントカード、割引券、旅行券、商品券等の金額証
- ⑤ 旅行を割賦販売する場合において、利息を無利息とすること。
- ⑥ 手配料金、添乗サービス料金、渡航手続代行料金等を無料又は値引きすること。

※なお、他事業者による助成金等は値引き（割引き）には当たらない。

b **取引通念上妥当と認められる範囲**で、取引の相手方に対し、支払った代金について割戻しをすること。

- ① 商品シール○枚貯めて送付すれば○○円キャッシュバック
キャッシュバックはほとんどのケースで「値引き」
- ② レシート合計金額の○%割戻し

c **取引通念上妥当と認められる範囲**で、ある商品の購入者（複数回の購入者を含む。）に対し、同じ対価で、それと同一又は実質的に同一の商品を付加して提供すること（以下「増量割引」という。）

大人○人申込みの場合、大人1人は無料

(イ) 値引きと認められない経済上の利益の例（景品類に該当）

- a 旅行代金の額を減額し又は割戻す場合であっても、その金銭の用途を制限する場合
- b 値引きか景品類の提供かを取引の相手方を選択させる場合
- c 提供の相手方を懸賞の方法により特定する場合
- d 自社及び他社の商品の購入に使用できる割引券で、**他社の商品の購入に使用した方が割引額が大きい場合**
- e プレゼント、進呈、無料サービス、特典、土産等の用語を使用し表示して提供した場合
- f 運送サービス及び宿泊サービスにおける、いわゆる無料アップグレード
（ただし、有料で提供する場合であって当該金額が取引通念上妥当と認められる範囲であれば、値引きと認められることがある。）

イ 付属物

正常な商慣習に照らして取引に付属すると認められる経済上の利益は、景品類に該当しない。

(ア) 取引に付属すると認められる経済上の利益の例

- a 旅行を安全又は円滑に実施するために必要なもの（ただし、妥当な範囲内に限る。）
 - ① 荷札、旅行参加者を識別するためのワッペン等のギブアウェイ
 - ② 旅行参加者の安全を期するために必要な旅行の下見、反省会等についての費用の負担
 - ③ 手荷物無料宅配付き等
- b ブリ付き、じゃがいも〇kg付き、新巻きサケ1本付き等「〇〇付き」又は「〇〇お持ち帰り」であって、次の要件を満たすもの
 - ① 〇〇が旅行代金に含まれている旨を明瞭（「〇〇付」表示の近接場所に、同程度の大きさの文字と色）に表示すること。
 - ② 当該旅行にかかわりのあるものであって、その範囲（価格・数量・内容等）が正常な商慣習に照らして適当と認められるもの。なお、当該旅行にかかわりがあるかどうかはケースバイケースで判断する。

事例④ 付属物

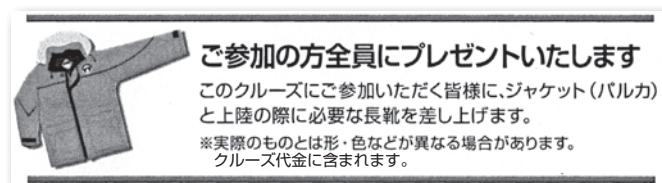


(イ) 取引に付属すると認められない経済上の利益（景品類に該当）

〇〇が旅行代金に含まれている旨を明瞭に表示していても、「〇〇をプレゼント」、「〇〇のお土産付き」、「特典〇〇付き」等の用語を使用して提供する場合〔事例⑤参照〕

事例⑤ 「〇〇が旅行代金に含まれている旨」を表示していても「プレゼント・お土産・特典」等の用語を使用して提供している例（総付景品として規制される）

「プレゼント」と表示



「プレゼント!!」と称し、あたかも無料で提供してもらえると消費者が認識すれば、不当表示に当たるおそれがある。

※参考 《懸賞によらないで提供される割引券その他割引を約する証票（注）の取扱い》

	割引券等の種類	景品類か否か	規制の有無
①	◆自己との取引においてのみ用いられるもの。 （例：ポイントカード、旅行券、商品券等）	×	値引きに該当し、景品規制を受けない。
②	◆他社商品に限って使えるもの。 （例：DFSの割引券）	○	総付景品として規制される。
③	◆特定の商品等と引き換えることにしか用いることができないもの。	○	総付景品として規制される。
④	◆自他共通割引券（自己だけでなく他の事業者との取引にも共通して用いることができる割引券等）であって、 同額の割引を約するもの 。	○	総付景品規制を受けない。
⑤	◆自他共通割引券（自己だけでなく他の事業者との取引にも共通して用いることができる割引券等）であって、 同率の割引を約するもの 。（あるいは、同率の割引を約することによって他の事業者との取引に用いた方が割引額が大きくなるもの。）	○	総付景品として規制される。

（注）金額を示して取引の対価の支払いに充当される金額証及び取引の当日又は次回以降の取引にいつでも用いることができる証票を含む。

ウ オープン懸賞 **D**

(ア) オープン懸賞とは

取引に付随しない方法で、懸賞により金銭、物品等の経済上の利益を提供すること。

オープン懸賞については、提供できる賞金等の最高額が1,000万円までという独占禁止法上の規制があったが、平成18年4月27日にその規制が廃止された。

(イ) 企画する上での留意点

取引に付随するかどうかについては71頁（イ）に詳述しているので、これを十分に斟酌して企画する必要がある。

〔留意点〕

- ① 企画の告知から応募対象・応募資格、応募方法、懸賞方法、当選発表の告知、提供・引渡し方法等のいずれの段階においても取引に付随しないこと。
- ② 取引に付随しない方法と取引に付随する方法を併用する場合は、告知の時期、告知の内容等によっては、取引に付随するとして取り扱われる場合がある。

事例⑥ 懸賞企画の告知例（新聞掲載）

感動の旅へ出かけよう
旅公協トラベル

旅公協トラベルは
今年 創立30周年を迎えます

創立30周年記念
クイズの正解者の中から**抽選で30名様**にプレゼント！
クイズに答えて5万円の旅行券を当てよう
キャンペーン

クイズ 下の○に当てはまる2文字をすべてお答えください。
旅公協トラベルは
今年 創立〇〇周年を迎えます。

応募方法 郵便はがきにクイズの答え、住所、氏名、年齢、性別、電話番号を明記のうえ、下記宛先にご応募ください

宛 先 〒〇〇〇-〇〇〇〇 △△△△郵便局留め「旅公協トラベル 創立30周年 旅行券プレゼント係」

締め切り 20〇〇年〇月〇日（ ）当日消印有効

発 表 賞品の発送をもって当選者の発表にかえさせていただきます。

注意事項 ●未成年の応募は不可 ●お1人様1回の応募のみ ●日本国内に居住の方のみ ●当選通知及び賞品の発送先は日本国内のみ ●応募はがきは返却不可 ●応募はがきの記載内容に不備があった場合及び不在や連絡先変更等により、当選連絡がつかない場合は無効 ●抽選に関する問い合わせ不可 ●当選の結果を譲渡、あるいは換金、交換はできません ●個人情報情報は、当キャンペーンにおける抽選、当選者への賞品の発送、本件に関する諸連絡の目的以外には使用いたしません

クイズの答え
〇〇
〒住所
氏名
年齢
性別
電話番号

【応募先】
〒〇〇〇-〇〇〇〇
△△△△郵便局留め
旅公協トラベル
創立30周年
旅行券プレゼント係

詳しくはホームページをご覧ください。
旅公協トラベル **検索**

(ウ) インターネット上のオープン懸賞について

ホームページ上で実施される取引に付随しないで経済上の利益を提供する懸賞企画は、景品表示法に基づく規制の対象とならない（いわゆるオープン懸賞として取り扱われる。）。

ただし、商取引サイトにおいて商品の購入やサービスの提供を受けなければ懸賞企画に応募できない場合や、商品の購入やサービスの提供を受けることにより、ホームページ上の懸賞企画に応募することが可能又は容易になる場合（商品を購入しなければ懸賞に応募するためのクイズの正解やそのヒントが分からない場合等）には、取引付随性が認められることから、景品表示法に基づく規制の対象となる。

エ 紹介者、アンケートの謝礼等

取引に付随しない方法で懸賞によらずに謝礼等を提供することは景品類の提供には該当しない。但し、その謝礼等の額は社会的に見て相応と見られる程度でなければならない。過大な謝礼である場合は、景品類とされるおそれがある。

① 資格を限定しない紹介者謝礼

紹介者としての資格を自己と取引した者に限定せず、自己と取引する人を紹介してくれた者に対して提供する「謝礼」は取引に付随して提供する景品類に該当しない。

但し、紹介者の資格を自己と取引した者に限定して提供する場合は、取引に付随した景品類の提供として規制を受ける。

② アンケートの謝礼

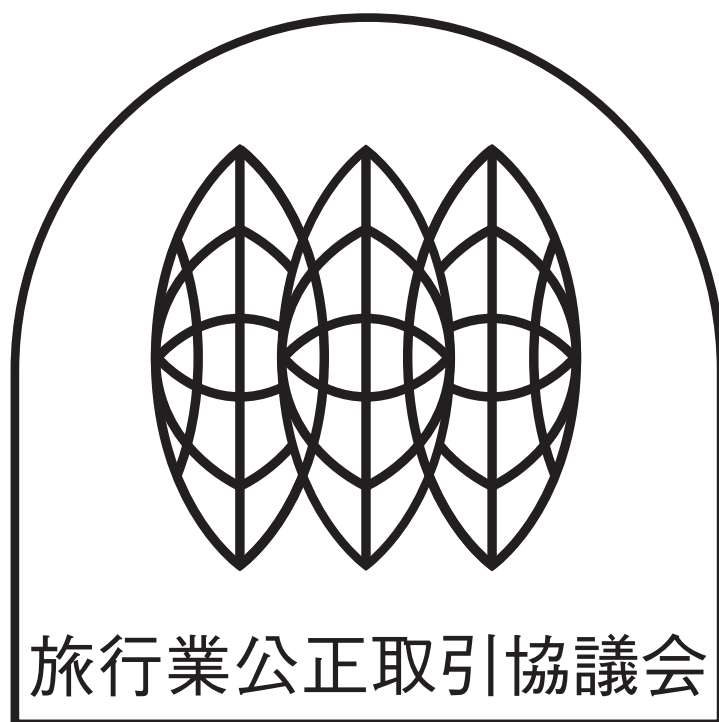
一般的には、商品を購入する際にアンケートが入っていることが分からないようにして行う場合、その謝礼は「顧客を誘引する手段」にはならないので景品類には該当しない。

③ その他

誕生日プレゼント、冠婚葬祭、各種のお礼・お祝い、差入れ、お祭りの寄付等も景品類には該当しない。

オ その他

旅行業者が他の業界が行う懸賞の景品類として「旅行」を提供する場合、必ず当該業界の景品ルールを確認すること。



協議会のマークについて

地球の地図をモチーフに、旅を提供する会員旅行業者、旅を楽しむ受け手の旅行者（消費者）、それに公正な取引を通じよりよい旅をめざす協議会の三者を表現しています。この協議会のマークは、消費者の利益の保護と業界の社会的地位の向上を目指して制定された「旅選びの目印であり、信用と信頼のマーク」です。

会員の方は必ず表示してください。